

Title	児童福祉施設の建設において表出見える住民反対意見の抽出と既存のコンフリクト解消手法の課題：建設反対事例の分析と考察
Sub Title	Extraction of opposing opinions of residents and problems of existing conflict resolution methods in the construction of child welfare facilities : analysis and discussion of case studies
Author	松井, 陽菜(Matsui, Haruna) 山形, 与志樹(Yamagata, Yoshiki)
Publisher	慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科
Publication year	2021
Jtitle	
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	修士学位論文. 2021年度システムデザイン・マネジメント学 第454号
Genre	Thesis or Dissertation
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40002001-00002021-0009

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

修士論文

2021 年度

児童福祉施設の建設において表出しえる
住民反対意見の抽出と
既存のコンフリクト解消手法の課題：

建設反対事例の分析と考察

松井 陽菜

(学籍番号：81934598)

指導教員 山形 与志樹

2021 年 9 月

慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科
システムデザイン・マネジメント専攻

Extraction of Opposing Opinions of Residents and
Problems of Existing Conflict Resolution Methods in
the Construction of Child Welfare Facilities:
Analysis and Discussion of Case Studies

Haruna MATSUI

(Student ID Number : 81934598)

Supervisor Yoshiki YAMAGATA

Sep 2021

Graduate School of System Design and Management, Keio University
Major in System Design and Management

論文要旨

学籍番号	81934598	氏名	松井 陽菜
論文題目			
児童福祉施設の建設において表出しえる住民反対意見の抽出と 既存のコンフリクト解消手法の課題：建設反対事例の分析と考察			
(内容の要旨)			
<p>本研究の目的は、児童福祉施設の建設過程で表出しえる住民反対意見を抽出、リスト化すると共に、既存のコンフリクト解消手法の問題点を探ることである。</p> <p>まず、施設建設を巡り地域住民からの反対があった児童相談所、一時保護所、児童養護施設の複数主体にインタビューを実施し、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ (M-GTA) を用い、反対意見の抽出と意見同士の関係性の構造化を行った。その結果、反対意見は (1) 事実誤認、(2) 現状の生活と優越感喪失への危機感、(3) 金銭的損失への心配、の3コアカテゴリーに分けられた。続いて、各施設に対する理解を深める為、ナラティブ分析を行う前に各調査対象施設の周辺環境の可視化、分析を実施した。その結果、1 施設は商業地域、2 施設は住宅街であることが分かった。ナラティブ分析では、反対意見の消滅に有効な方法を探索する為、3 事例において、どの意見がどう解消されたのかをインタビューデータを通し、実態を明らかにした。いずれの施設においても、施設の必要性について理解を得る為の説明を行ったことにより、(1) に関する反対意見の解消に成功していた。(2) (3) に関する反対意見は、正確なデータを提示することで消滅したケースもあったものの、施設の必要性を訴えるだけでは解消できないことが確認された。</p> <p>結論として、多くの社会福祉施設におけるコンフリクトに関する先行研究で主張されている「理解重視型アプローチ」は、コンフリクトの解消において不十分であることが分かり、その手法を用いて解消された事例もある一方、解消されなかった事例もあることの原因が明らかになったことから、(2) (3) への対応策を練っていくことを、社会福祉施設でのコンフリクト解消プロセス提案における改善点とした。</p>			
キーワード (5 語)			
児童福祉、施設コンフリクト、NIMBY、M-GTA、ナラティブ			

SUMMARY OF MASTER’S DISSERTATION

Student Identification Number	81934598	Name	Haruna MATSUI
<p>Title</p> <p style="text-align: center;">Extraction of Opposing Opinions of Residents and Problems of Existing Conflict Resolution Methods in the Construction of Child Welfare Facilities: Analysis and Discussion of Case Studies</p>			
<p>Abstract</p> <p>The purpose of this study is to identify and list the objections that may emerge during the construction of a child welfare institution and to explore the problems of existing methods to resolve conflicts.</p> <p>First, interviews were conducted with multiple actors in the three facilities where there was opposition from residents over the construction of the facilities. The Modified Grounded Theory Approach (M-GTA) was used to extract opposing opinions and their structure. As a result, the dissenting opinions were divided into three core categories: (1) factual misconceptions, (2) a sense of urgency about the loss of the current state of life and superiority , and (3) concerns about financial loss . To deepen our understanding of each facility, we then visualized and analysed the surrounding environment of each surveyed facility before conducting the narrative analysis. As a result, one facility was found in a commercial area, and two facilities were found to be in residential areas. In the narrative analysis, to find an effective method to eliminate the opposing opinions, we clarified the actual situation through interview data to see which opinions were eliminated in the three cases. In all of the facilities, the dissenting opinions regarding (1) were successfully eliminated by providing explanations to gain an understanding of the necessity of the facility. Although there were cases where the objections regarding (2) and (3) disappeared by presenting accurate data, it was confirmed that the objections could not be resolved simply by emphasizing the necessity of facilities.</p> <p>In conclusion, the "understanding-oriented approach" advocated in many previous studies on consensus-building in social welfare facility was insufficient in resolving conflicts, and developing new approaches to resolve oppositions coming from (2) and (3) is necessary to resolve residents’ opposition at the constructions of social welfare facilities.</p>			
<p>Key Word(5words)</p> <p>Child Welfare, Facility Conflict, NIMBY, M-GTA, Narrative</p>			

目次

1.	はじめに	1
1.1.	研究背景	1
1.2.	研究目的と意義	2
1.3.	本論文の構成	3
2.	先行研究	4
2.1.	住民の反対理由に関する先行研究	4
2.1.1.	児童福祉施設	4
2.1.2.	特別老人養護施設	5
2.1.3.	障害者施設	5
2.2.	施設コンフリクトの解消に関する先行研究	7
2.3.	先行研究の課題と本研究の位置づけ	8
3.	研究方法	10
3.1.	全体の流れ	10
3.2.	調査対象施設	10
3.3.	インタビューの手続きおよび対象者	11
3.4.	住民反対意見抽出・要因分析の方法および手続き	12
3.5.	地域分析の手続き	13
3.6.	意見消滅および要因分析の手続き	14
4.	結果	15
4.1.	住民反対意見と発生プロセス（構造）	15
4.1.1.	カテゴリーおよび概念	15
4.1.2.	住民反対意見構造図	25
4.1.3.	先行研究との結果比較	27
4.2.	地域分析結果	29
4.3.	反対意見消滅要因分析結果	33
4.3.1.	施設 A	33
4.3.2.	施設 B	37
4.3.3.	施設 C	41
4.4.	各施設における結果比較	47
5.	結び	48
5.1.	全体として得られた結論	48
5.1.1.	分析の結果	48
5.1.2.	分析結果に対する考察	49
5.2.	今後の課題	50

謝辞	51
参考文献	52
付録	56
M-GTA における諸概念の作業中調整リスト	56

図目次

図 1-1	児童虐待相談対応数の推移.....	1
図 3-1	本研究の枠組みと方法.....	10
図 3-2	対象施設の概要・インタビュー対象者.....	12
図 4-1	住民反対意見構造図.....	28
図 4-2	Figure-ground diagram（施設 A）.....	29
図 4-3	建物用途別現況図（施設 A）.....	29
図 4-4	Figure-ground diagram（施設 B）.....	30
図 4-5	建物用途別現況図（施設 B）.....	30
図 4-6	Figure-ground diagram（施設 C）.....	31
図 4-7	建物用途別現況図（施設 C）.....	31
図 4-8	関係者相関図（施設 A）.....	36
図 4-9	表出した反対意見の消滅（施設 A）.....	37
図 4-10	関係者相関図（施設 B）.....	40
図 4-11	表出した反対意見の消滅（施設 B）.....	40
図 4-12	関係者相関図（施設 C）.....	46
図 4-13	表出した反対意見の消滅（施設 C）.....	47

表目次

表 2-1	先行研究から明らかになった社会福祉施設建設に対する住民反対意見	6
表 2-2	環境施設におけるコンフリクトにおいて取るべき対応.....	8
表 4-1	住民反対意見の概念とカテゴリー	24
表 4-2	調査対象施設と周辺地域の情報および統計	32

1. はじめに

1.1. 研究背景

児童相談所は、児童福祉法第 12 条に基づき各都道府県に設置される「子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護する」行政機関である（厚生労働省、2019）。

児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加は著しく、1990 年に統計を取り始めて以来 29 年連続で増え続けており、2019 年度に全国 215 か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は過去最多の 193,780 件(速報値)となった（厚生労働省、2020：図 1-1）。

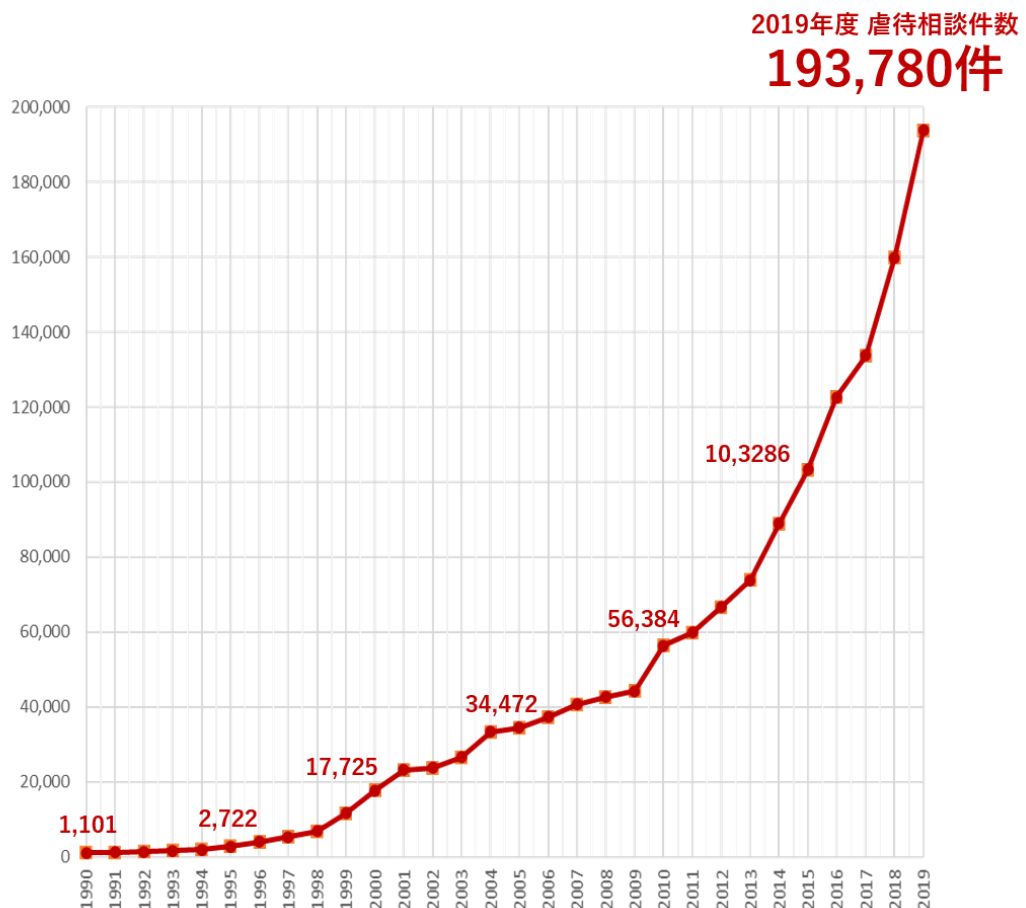


図 1-1 児童虐待相談対応数の推移：

厚生労働省(2020)「令和元年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>」に基づき筆者作成

こういった背景から、児童虐待問題に対する国の対応として改正された児童福祉法にも「児童相談所の設置促進」が組み込まれ、政令で定められた中核市・特別市が児童相談所を設置出来るように政府が施行後5年間を目途に必要な支援を講ずるとした(法務省, 2019)。また、「一時保護所等の量的拡充に対する国の支援等の在り方について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」ことも検討規定としてあることから、児童相談所だけでなく、児童相談所の調査により保護を要すると判断された児童が入所する一時保護所・児童養護施設の建設も重要であると考えられていることがわかるが、これら児童福祉施設の建設を阻む障壁は多い。児童を守る為、著しく増加し続ける相談の対応が追いつかず初期対応で深刻な虐待を把握できないといったケースを増やさない為にも、このような問題は解決していかなければならないと考え、本研究は障壁のひとつである「地域住民からの反対」に着目し、研究対象として扱うことにした。

1.2. 研究目的と意義

研究を進めるにあたり、「地域住民が自身の生活圏地域への児童福祉施設設立を反対する理由はなにか？」をリサーチクエスションとし、児童福祉施設を含む社会福祉施設建設における地域住民からの反対に関する先行研究の調査を行った。

既存研究の多くは、施設利用者への偏見が主な反対要因であり、施設や入所者に関する理解を得られるようなアプローチを取るべきだとしていた(小澤, 2001; 山岡, 2002 ほか)。その他には、仲介者を置くことや、地域の有力者を味方につけることが重要ともされていた(山岡, 2002; 柳, 2003 ほか) が、いずれの方法も「反対が解消した事例としなかった事例がある」とし、既存アプローチを使用しても住民からの反対が解消しなかった理由を明らかにした先行研究は見られなかった。言及されていた住民反対意見を見ると、偏見以外から来ていると見える反対意見がある為、主な要因のみを解決するだけでは不十分であり、表出しえる反対意見を事前に把握し、それぞれの反対意見に効果的な対策を用意しておくことが、スムーズな合意形成において必要だと考えられるが、表出しえる反対意見の抽出を行っている先行研究も見られなかった。

そこで本研究は、児童相談所・一時保護施設・児童養護施設の建設反対事例を調査し、児童福祉施設の建設過程で表出しえる住民反対意見を抽出、リスト化すると共に、既存のコンフリクト解消手法の問題点を探ることを目的とした。表出しえる地域住民からの反対意見をリスト化し、既存アプローチの課題を明らかにすることで、児童福祉施設建設における合意形成の為の住民反対意見解消マニュアルの作成に貢献することを期待している。

1.3. 本論文の構成

本論文の構成として、第2章では先行研究を整理、俯瞰した後、本研究の位置づけを示す。第3章では、研究プロセスの全体像とデータの収集方法、分析方法として用いたの手續きについて述べる。第4章では、まず、建設反対事例でのインタビュー結果から、M-GTA を用いて抽出し、構造化した住民反対意見について述べる。その後、国土地理院からダウンロードした基盤地図情報と Google maps の情報を用いて行った施設周辺地域分析の結果と、各建設反対事例における建設までのプロセスを観察し、反対意見の消滅要因を特定する為に行ったナラティブ分析の結果、そして各事例の比較結果を述べる。分析の結果、反対意見 28 概念とその構造、消滅した反対意見の要因が明らかになった。28 概念の内、先行研究では言及されていない 20 概念が新しく抽出され、施設および施設利用者への理解を深めてもらう方法以外の対応策の必要性などが明らかになった。最後に、第5章では、本研究の目的を再提示した後、分析の結果および考察、本研究の限界と今後の研究課題を述べる。

2. 先行研究

施設建設に対して起こる地域住民の反対運動は、「NIMBY (Not In My Backyard)」および「施設コンフリクト」とされ、その言葉は膨大かつ多分野に渡り使用されている。しかし、概念および終結の定義が統一されていない事に加え、多くの研究が定義をしないまま研究を行っていることが問題点として挙げられている（鈴木, 2011 & 野村, 2012）。野村(2012)は更に、取り扱う事例の選定基準も明確ではなく、研究によって事例の状態が大きく異なっていることも問題点として指摘しており、本研究ではこの点を留意する。

「NIMBY」と「施設コンフリクト」研究の題材として扱われている施設は、大きく①ゴミ処理場、火葬場、発電所、軍事基地といった臭いや健康リスクなど、確実に地域に物理的影響がある施設（Hunter&Leyden,1995; 野波,2017 など）と、②老人ホーム、障害者施設、保育所といった物理的影響はない社会福祉施設の2つに分けることができる。本研究は児童を受ける児童を保護する児童相談所・一時保護所・児童養護施設を題材にしている為、②に属する施設を取り扱っている先行研究を対象に文献調査を行った。

2.1. 住民の反対理由に関する先行研究

2.1.1. 児童福祉施設

児童福祉施設への住民反対に関する先行研究は、保育所を扱ったものがいくつかある。

藤田・斎尾(2017)は、「社会的必要性が高いはずの身近な福祉施設が忌避の対象となり、迷惑施設のようにとらえられる現象は社会にとって重大な問題の一つであるといえる」とし、1945-2015年の全国紙3紙を調査、保育所建設反対に関する記事の数と記載内容および具体事例の立地環境を分析し、保育所に対する社会意識の変遷と課題を考察した。住民からの反対意見としては、(1)騒音、(2)公園・広場を用地とすることに加え、(3)社会全体にとっての保育の必要性に疑義を投げかける意見、(4)住環境の変化に対する意見、(5)特定の住民層にとっては不要である、といった意見が抽出されており、「多層的な要素が関わる問題に発展している」ことを明らかにした。更に、施設や運営主体、利用者に関して住民が知らない情報が多い為、地域と施設側の間に心理的距離が存在する場合、些細な理由によって摩擦が生じると述べている。

後藤ら(2018)は、「子ども・保育・保護者・地域が共に育ち合う」コミュニティの構築に役立つような保育施設の整備方法を検討する為、保育施設開設反対事例の

実態を明らかにすることを目的とし、2010-2016年の新聞記事記載内容の分析を行っている。近隣住民が各事例における主な反対主体であり、住民から挙げられた意見としては、(1)騒音、(2)交通事故の危険性が高まる、(3)事前説明が不十分、(4)計画策定・整備のプロセスが一方向的、(5)公園の転用、(6)開設までのスケジュールが性急すぎる、があったことを明らかにしている。更に、藤田・斎尾(2017)同様、施設建設に対する住民反対は「単純な問題構造ではない」とし、施設建設決定までの背景や立地、争点、反対収束のプロセスや方法についての検証を今後の課題とした。

後藤ら(2019)は、藤田・斎尾(2017)および後藤ら(2018)の課題として、新聞記事記載内容の分析のみで、各事例の詳細が明らかにされていない事を指摘している。更に、実態を明らかにするには、複数主体へのインタビュー調査が必要があるとし、3事例へのインタビュー調査から整備の実態を明らかにし、整備方法について考察することを研究の目的としている。反対意見としては、3事例共に近隣住民による反対が大きく、(1)交通問題、(2)騒音、(3)視線、(4)匂い、(5)計画決定プロセス、などに関する意見があったとし、施設建設を進めるには住民の理解が欠かせない実態も明らかになったとしている。

2.1.2. 特別老人養護施設

藤田・斎尾(2017)は、保育所に加え老人ホーム建設反対に関する記事の数と記載内容および具体事例の立地環境も分析した。住民からの反対意見としては、保育所への反対意見としても表出した(1)公園・広場を用地とすること、(2)特定の住民層のみの施設であることへの不満、(3)住環境の変化に対する意見に加え、(4)不動産価値の下落、(5)入居者の徘徊への不安、(6)高齢者にかかる医療の増加による町の財政圧迫、(7)老人の街というイメージがつく、といった意見が抽出されたことを明らかにした。

2.1.3. 障害者施設

小澤(2001)は、毎日新聞が実施した調査と国立精神保健研究所調査を基に、1978-1998年における精神障害者施設への反対件数と理由を調査した。反対理由としては、(1)治安上の不安、(2)住環境の悪化、(3)町のイメージダウン、(4)行政の進め方への不安を挙げ、地域住民の反対理由が、障害者への危険意識よりも、手続きの問題など、行政の対応への抗議に移っていく様子がみられることから、反対には複雑な背景が潜んでいると述べている。更に、精神障害者への偏見の形成過程と

して、マスコミによる精神科通院歴等のある犯罪者の事件報道の影響が大きいことを示唆している。

野村(2013)は、2000-2010年における精神障害者施設と住民間のコンフリクトの実態を調査し、施設建設に対する苦情の内容として、(1)精神障害者への不安、(2)施設側の運営に対する不満、(3)地域と施設運営側の確執があったと述べている。実態調査に加え、コンフリクトの発生から合意形成に至るプロセスについて分析を行い、仲介者の介入が施設の開設および開設後の経過によい影響を与えていることが伺えたとしている。

Gerdner&Borell(2003)は、障害者施設建設に対して近隣住民の感情は、(1)不安、(2)犯罪増加への恐怖、(3)不動産価値の下落、(4)地域の若者への悪影響への心配であるとした。また、施設全体と地域コミュニティの特性が最も重要な要因とし、住宅地域に住む住民の方が、商工業地域や、商工業用施設と住宅が混ざった混合地域にすむ住民よりも反応が大きい傾向があるとした。しかし、NIMBY反応の背後にある反対理由は複雑であり、更なる調査が必要だと述べている。更に、施設建設について、計画段階で住民への事前通知を行うことの重要性も示した。

以上の先行研究から明らかになった社会福祉施設建設に対する住民反対意見をまとめたものが、表 2-1 である。

表 2-1 先行研究から明らかになった社会福祉施設建設に対する住民反対意見

カテゴリー	保育所	特別老人養護施設	障害者施設
住環境の変化	○ (騒音・視線・匂い)	○	○
地域の安全性低下	○ (交通事故増加)	○ (入居者の徘徊)	○ (犯罪増加)
教育的視点	-	-	○ (地域の若者に悪影響)
町のイメージ	-	○ (「老人の街」になる)	○ (イメージダウン)
公園・広場の利用	○	○	-
施設の必要性に疑義	○	-	-
特定の層には不必要	○	○	-
町の財政圧迫	-	○ (医療費の増加)	-
不動産価値の下落	○	○	○
運営側への不満	○ (不十分な事前説明・ 一方的・予定が性急)	-	○ (行政の進め方・ 地域と運営側の確執)

2.2. 施設コンフリクトの解消に関する先行研究

小澤(2001)は、施設コンフリクトを生み出す要因として「偏見とスティグマ、差別」を挙げ、反対住民と障害施設入所者を「スティグマを負わせる人」、「スティグマを追う人」とした。施設コンフリクトの解消方法としては、住民がスティグマと障害者に対する理解を得られる様な啓発活動を行い、「障害者の人権を尊重する社会意識」を形成することが重要とした。

山岡(2002)も、障害者と実際に接し理解してもらうことが、施設コンフリクトを和解へ導く為には基本であり、重要だとしている。また、地域の有力者を味方につけることができれば、住民の反対を弱めることに大きく役立つとしている。

和田(1992)は、未然にコンフリクトの発生を防ぐことが必要で、当事者たちが距離を保ち、接触しないことが重要であるとした。

柳(2003)も同様に、施設コンフリクトの発生を未然に防ぐこと重要であり、住民から説明会の開催が要求された場合でも、説明会を開かないことが大切だと述べている。理由としては、説明会には、反対していない住民よりも反対住民が多く参加する事から、反対住民が多数派であると印象付けられることに加え、反対派の組織化を促進してしまう可能性があることとした。

しかし、本研究の題材である児童相談所・一時保護所・児童養護施設は児童福祉施設であり、児童福祉法に基き、定められた児童福祉施設最低基準によって「地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない」とされている為、説明会を開かないことは避けられない。その場合、和田(1992)と柳(2003)の主張からは、施設コンフリクトの発生は避けられないと取れる。

柳(2003)は、施設コンフリクトが起きた場合、住民の不安を和らげる為には、精神障害者との交流経験を行政よりもボランティアに同じ市民の立場から語ってもらうことが効果的としている。

野村(2012)は、施設コンフリクト解消には、仲介者の存在が極めて重要であり、仲介者としては主に行政の介入がみられるとした。

野村(2013)は、環境施設においてはコンフリクトを解消し合意形成を達成する為のマニュアルが存在する一方、社会福祉施設におけるコンフリクトの解消は各施設の力量に委ねられ、共通して用いることのできるマニュアルなどは存在していないという課題を提示し、仲介者が「ごみ処理場や火葬場でのコンフリクトと同じ方法で対応したと述べている」事例を分析し、自治体が環境施設建設の合意形成を導く手法を明確にした「自治体のための化学物質に関するリスクコミュニケーションマニュアル(環境省, 2002)」と比較した結果から、環境施設などで用いられている手

法が精神障害者施設においても有効である可能性を述べた。これを留意し、本研究も考察において分析結果と上記マニュアルの比較を行った。環境施設におけるコンフリクトにおいて取るべき対応として挙げられていた、8つのポイントをまとめたものが表 2-2 である。

この様に、社会福祉施設における施設コンフリクト解消に関する先行研究には、地域住民にの事を理解してもらい、入所者への偏見をなくすことが必要だと指摘するものが多くみられ、仲介者や第三者の介入の重要性を示すものもあった。

表 2-2 環境施設におけるコンフリクトにおいて取るべき対応：

要素	概要
基本的な姿勢	正当なパートナーとして受け入れ連携する： 正直、率直、オープンになる
話し方	明瞭に話す：分かりやすい表現を用いる
双方向コミュニケーション	直接的な対話の場を設置、それぞれの意見を出し合う： 人々の声に耳を傾け、コミュニケーション方法を注意深く立案し、そのプロセスを評価する
積極的な情報提供	最低限の共通知識を持てる様、情報提供を積極的に行う
問い合わせへの対応	問い合わせなどを受け付ける窓口を明確にする： 「たらいまわし」の状態を回避する
見学の機会	施設・類似施設の見学に行く
情報媒体	情報提供媒体としてのマスメディアの使用
第三者との協力	他の信頼できる人々や機関と協調、協働する

環境省(2002)「自治体のための化学物質に関するリスクコミュニケーションマニュアル」に基づき筆者作成

2.3. 先行研究の課題と本研究の位置づけ

先行研究から見えた課題は次の通りである。

- (1) 概念および調査対象施設の選択方法の定義がされていない。
- (2) 施設の種類により表出する反対意見に異なる点があることが分かり、社会福祉施設といっても、一概にはできない為、本研究の調査対象施設において個別の調査が必要である。
- (3) 先行研究は、施設建設に対する住民の反対は、様々な要素が関わった複雑な構造をしていると述べているものの、いずれも反対意見の羅列に留まっており、その構造を明らかしようとした先行研究では見られない。
- (4) 児童福祉施設に関する先行研究は、いずれも反対意見の解消プロセスおよ

び方法の検証を今後の課題として挙げられている。

- (5) 施設コンフリクト解消の手法として「偏見」を取り除くことが重要とする先行研究が多いが、反対意見には「偏見」以外から来ているであろうと取れるものが多数ある為、それらへの対応策の検証も必要である。

これらの課題を踏まえた本研究の新規性は、先行研究では扱われていない児童相談所・一時保護所・児童養護施設の建設における住民反対意見を調査している点にあり、本研究の独創性は、「表出しえる反対意見を事前に把握し、それぞれの反対意見に効果的な対策を用意しておくことが必要」という、先行研究にはなかった新しい視点から、反対意見を構造的にリスト化し、既存アプローチの問題点を探索している点である。

3. 研究方法

3.1. 全体の流れ

まず、児童福祉施設の建設過程において表出しえる住民反対意見の抽出と、それらの発生プロセス（構造）を明らかにするため、対象施設の地域住民へのインタビューと、行政が公開している住民意見資料を収集し、M-GTA分析を行った。次に、より各事例に対する理解を深める為、施設の周辺環境の可視化と分析を行った。その後、各調査対象施設において消滅した反対意見およびその要因を特定する為、M-GTA分析でも使用したインタビューデータを用い、ナラティブ分析を行った。本研究における「消滅」とは、施設運営側および住民代表に対して反対意見が届かなくなった状態を示す。最後に、各事例で表出した反対意見、立地条件、消滅した反対意見の比較を行った。本研究の枠組みと方法は図 3-1 の通りである。

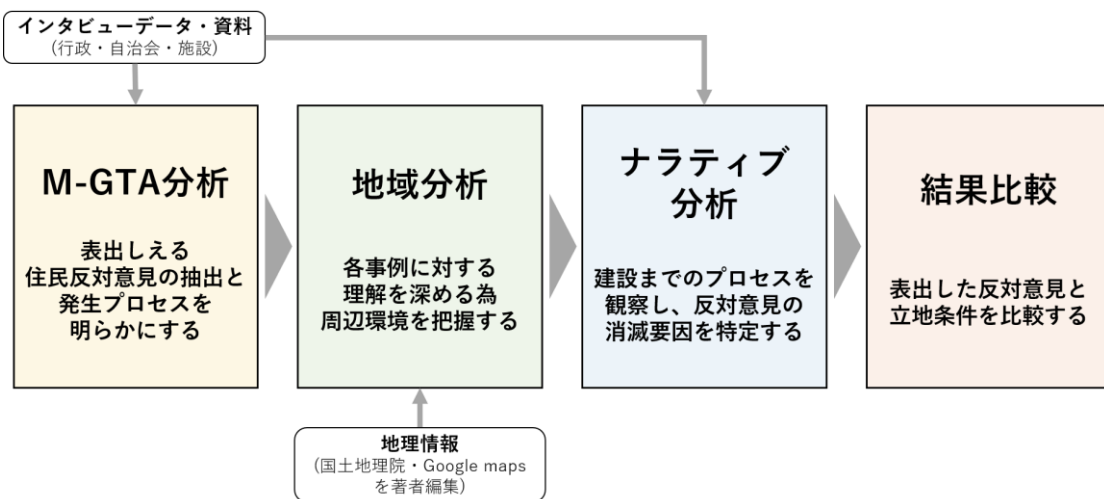


図 3-1 本研究の枠組みと方法

3.2. 調査対象施設

野村(2013)の「施設コンフリクト」の定義：

- (1) 施設とその周辺住民との間で発生し、
- (2) 施設とその周辺住民との目標に相違があり、
- (3) それが表出していることにより
- (4) 当事者がその状態を知覚している状態

を基に、過去 10 年間に、住民からの反対がマスコミに取り上げられている施設、または住民と施設側がコンフリクトがある/あったことを認識していると確認できた施設を対象施設とした。

1 件目には、東京都にある 2021 年 4 月開設（調査当時は建設中）した児童相談所・一時保護所を備えた家庭支援複合施設（以下、施設 A）を選択した。当施設での調査を通し、住民反対意見は説明等を受け変わる可能性があること、そして児童相談所よりも、児童相談所と併設されていることが多い一時保護所に関する反対意見が多いことが明らかになった為、2 件目以降では、

- (1) 開設後しばらく時間が経過していること
- (2) 一時保護所や児童養護施設など、入居者が施設に滞在していること

の 2 点を対象施設の選択条件に加え、神奈川県にある一時保護所（以下、施設 B）と、児童養護施設（以下、施設 C）への調査を行った。

3.3. インタビューの手続きおよび対象者

児童相談所・一時保護所・児童養護施設建設の過程で表出する住民反対意見を抽出し、それらの意見の発生および消滅プロセスを探索するべく、2020 年 9 月から 2021 年 5 月にかけて、地域住民と施設運営側に対し、インタビューを行った。インタビュー方法には半構造インタビューを採用した。ヒアリングは、記録の為 IC レコーダーを使用し録音し、得られた情報はすべて文字起こししてデータ化した。質問内容は、「建設前」「建設中」「開設後」の 3 つの軸で下記の 3 点を中心に展開したが、1 度のインタビューで可能な限り多くの情報を得られる様、施設建設の目的や運営において気を付けている点等についての質問も行った。

- (1) どのような住民反対意見があったか
- (2) 施設側はそれらの意見に対しどのような対応をしたか
- (3) 根深かった反対意見は何か

インタビュー対象者は、施設 A では反対意見をまとめていた団体にコンタクトをとったものの了承を得られず、区が公開している住民意見資料を住民側の意見として利用、施設側は区役所担当職員 1 名にインタビューを実施した。施設 B では、住民意見をまとめる立場である自治会会長夫妻 2 名と、行政側からは入居者のプライバシーがあるという理由から協力を得られなかった為、一時保護所の現所長 1 名に

インタビューを行い、施設Cでは、施設の建設にも深く関わった、自治会長たちが集まって作られた協議会メンバー3名に加え、同じく建設前から関わっている施設長1名にインタビューを行った。対象施設の概要・インタビュー対象者は図3-2の通りである。

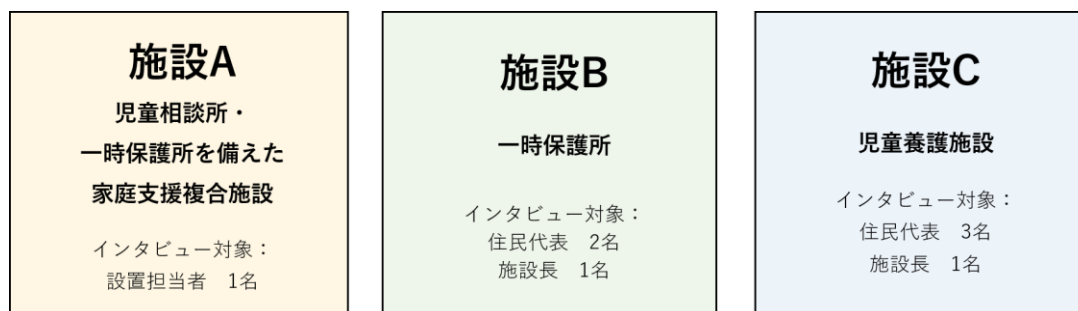


図 3-2 対象施設の概要・インタビュー対象者

3.4. 住民反対意見抽出・要因分析の方法および手続き

児童福祉施設の建設過程で表出しえる住民反対意見を抽出し、それらの発生プロセス（構造）を明らかにするため、インタビューデータの使用と、データからボトムアップに人間行動の説明モデル生成を行うのに適した木下(2003)の修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ（M-GTA）を分析の枠組みとした。分析テーマは「反対意見がどのように発生しているのかというプロセス」とし、分析焦点者については「施設建設に反対していた地域住民」とした。分析の手順は以下の通りである。

- (1) 文字おこしを行いデータ化したテキストを、分析テーマと分析焦点者の視点から見ていき、分析テーマに関連すると思われる部分を分析ワークシートの具体例欄に転記した。分析ワークシートは「概念名」「定義」「具体例」「理論的メモ」の4つの欄から構成され、概念ごとに1シートを作成した。
- (2) 転記された具体例の内容を凝縮した言葉を考え、それを「概念」とし、ワークシートの概念名欄に記入した。定義欄には、概念の説明を記入した。具体例の解釈作業で発生した疑問や変更は「理論的メモ」欄に記入し記録した。
- (3) 同時並行で、生成中の概念に類似する具体例をデータから探し、該当する概念の具体例欄に転記した。この際、概念に対極する具体例も探す事で、解釈が恣意的に偏らないよう配慮した。
- (4) 生成した概念をそれぞれ比較し、関係があるものをまとめ、カテゴリー化した。

- (5) カテゴリーおよび概念間の関係を検討し、コアカテゴリーを生成、その構造を結果図としてまとめた。

3.5. 地域分析の手続き

地域分析は、3 施設の周辺環境を可視化、分析することで、より各事例に対する理解を深める為に行った。施設周辺環境の可視化と分析の手順は以下の通りである。

- (1) 施設周辺の基盤地図情報を、国土地理院からダウンロードした。この際、データは XML ファイル形式で提供されるが、データを ArcGIS で利用する為には Shp ファイル形式に変換する必要がある。この変換は国土地理院ウェブサイト上にあるファイル変換ツールを利用し、行った。
- (2) Shp ファイル形式に変換した地図情報データを ArcGIS に取り込んだ。「GIS」とは、空間的問題を解決するために、様々な地理情報を人間が理解し、利用しやすい形である図形、グラフ、図形に変えて一目で把握できるようにすることで、高付加価値の情報を表現し出力できるように工夫された総合的な情報処理システムであり、GIS システムには代表的に ArcGIS と QGIS が存在する。QGIS は無料で利用でき、ArcGIS よりアクセシビリティが優れているが、ArcGIS の方が情報保存や分析、そして他のプログラムとの連動性が優れている為、本研究では ArcGIS を使用している。
- (3) 国土地理院からダウンロードしたデータには基礎的な形とアドレス以外の情報は含まれていなかった為、踏査と Google maps を活用し、周辺の建物の用途と最新の地理情報を追加した。建物の用途を大きく住居系、商業系、公共施設系の3つのグループに分類し、この情報を ArcGIS の Attribute Table 上に新しく Building Use Column を作成し、追加した。
- (4) 「Select by Attribute」オプションを利用し、用途ごとに地図を分離してレイヤーを作り、別々に ai(イラストレーター)ファイルでエクスポートした後、Adobe Illustrator でそれぞれの ai ファイルをカラーリング、統合して建物用途別現況図を作成した。同時に、全体的な都市構造を把握する為、建築物を黒で表した Figure-ground diagram の作成も行った。
- (5) ArcGIS の Toolbox を利用して、①施設から半径 100 m、250 m、400 m 内の建物数、②施設から半径 100 m、250 m、400 m 内の住宅の割合、③施設から最短距離にある住宅までの距離を分析した。半径 100 m、250 m、400 m を基準にした理由は、人が歩く速度を時速 4 km とした場合、それぞれ 2 分、4 分、10 分で施設に到着できる距離だからである。①および②は'Spatial

Join' Tool を活用し、選択したエリア内の全建物上に点を作った後、Attribute Table の Field Calculator を使用し算出した。③は、'NEAR_DIST' Tool を使用し算出した。

分析エリアを半径 400 m とした理由は、居住の単位となる区域である近隣住区の半径は最高 0.25 mile (約 400 m) であるべきとされているからである (American Society of Planning Officials, 1960)。この考えは Perry(1929)が体系化した近隣住区論から来ており、都市計画において幅広く取り入れられている。

3.6. 意見消滅および要因分析の手続き

施設 A におけるインタビューデータでは、説明を進める中で、反対意見が述べられる際に使われていた言葉に変化があったという発言が見られた。更に、施設 C でも、施設の建設が開始された段階で、反対意見は聞かれなくなったという発言を得た。

これについて、個々の施設において、どのような出来事が起きたことで、どの反対意見が消滅に至ったのかを明らかにする為、「複数事例を横断して取り出した構成要素としてのテーマ (カテゴリー) からではなく、その事例から理論化することによって、一つのストーリーを『損なわずに』保つ (大久保・宮坂, 2014)」ナラティブ分析を行った。Riessman (2008)によると、ナラティブ分析は「テーマ分析」「構造分析」「対話／パフォーマンス分析」「ヴィジュアル分析」の 4 つに分類される。本研究では、インタビュー対象者によって語られた出来事や経験に着目した為、「テーマ分析」を用いた。分析は、以下の手順で行った。

- (1) 事例を理解する為、インタビューデータを精読し、施設建設側による説明の流れおよび住民側の動きを時系列に整理した。
- (2) 起こった出来事の正確さを保証する為、住民側と施設建設側のインタビューデータの交差検証を行った。
- (3) 各施設において発生した反対意見に焦点を当てながら、概念の消滅の有無を示す発言を抽出した。
- (4) 消滅した概念に焦点を当て再度データを精読し、どの経験が消滅に繋がったのかを示すの発言を抽出した。

4. 結果

4.1. 住民反対意見と発生プロセス（構造）

M-GTA 分析の結果、28 概念が抽出され、それらは 12 カテゴリーに分類された。概念およびカテゴリー間の関連を検討し要因構造図を作成する中で、直接的な反対意見といえる 21 概念、10 カテゴリーは、更に 3 つのコアカテゴリーに区分された。また、反対意見が出た要因の 1 つも概念として抽出され、特定された。以下では、カテゴリーごとに概念の説明を行い、その後、住民反対要因構造図に基づく結果を述べる。文中では、コアカテゴリーを【】、カテゴリーを《 》、概念を< >で表記している。

4.1.1. カテゴリーおよび概念

収集したデータから抽出された反対意見のカテゴリーおよび概念と、それらの概念が出た施設の一覧は、表 4-1 に示すとおりである。以下では、カテゴリーごとに概念の定義との説明を行い、概念が抽出された具体例をいくつか記載する。1 つの具体例から、複数の概念が抽出されている場合もある。

(1) 《地域の特性との不一致》

<①地域の特性に合わない>は、「住民や世間が一般的に考えている当該地域が持つ雰囲気および特性と児童福祉施設が合わない」と定義した。具体例は、以下の様な発言があった。

“児童相談所は、田町とか高輪ゲートウェイとか、台場とか、別の場所の方が良いのでは。この土地は、若い方のアートの才能を開花させる場所にしてほしい。”

“買い物に行く立場としては不思議な空間ができてしまう。”

“ここは自動販売機もないんですよ、コンビニもないし。ちょっと田舎っぽいんだけど、それがいいっていう人もいるからね。静かで。”

“なんでこんな住宅街に建つんだろうってみんな言ってました。反対してました。”

<②子供には似合わない環境>は、「住民や世間が一般的に考えている当該地域が持つ雰囲気と児童が合わない」と定義した。具体例は、以下の様な発言があった。

“この雰囲気には合わない。子どもには然るべき環境が必要。”

“何処に行っても子持ちがあふれ返って、大人の場所や時間まで子持ちが進出している。何故、このエリアのような大人が歩きやすい街にわざわざ建てるのでしょうか。”

“白金台5丁目に旧大蔵省の土地があったが、そこではダメなのか。そちらの方が環境的にもよかった。”

<③騒音>は、「騒音に対する嫌悪感」と定義した。具体例は、以下の様な発言があった。

“児童相談所の建設の際には、周りの道路が狭いので大型トラック等の出入りや騒音の問題がある。ガードマンや警察官等を常駐させておく方が良いと思う。”

“ここは自動販売機もないんですよ、コンビニもないし。ちょっと田舎っぽいんだけど、それがいいっていう人もいるからね。静かで。”

(2) <<地域の安全性低下への憂慮>>

<④非行少年の入所>は「住民や世間が一般的に考えている当該地域が持つ雰囲気と児童施設が合わない」と定義した。を定義とした。具体例は、以下の様な発言があった。

“やはり虐待…児童虐待を受けて、入所してくるお子さんの他にも、非行のお子さん（の入所）であったり、そういったところが非常にクローズアップされてしまったというところで、区民の方がそこに不安を感じたというところから話は大きくなっていったのかなというようには、私の方でも報告を聞いて、今までの報告等を聞いて、その様に感じています。”

“非行少年が来るから嫌だ、という意識があったんでしょうか？”という質問に対し、“あるとおもいますね。”

“例えばいわゆる問題行動が多い子がくるんじゃないとか、地元と話を・・・我々直接話を伺う中では、夜中飛び出して何かするんじゃないとか、そういうイメージがあったりとか。”

<⑤入所者の非行による治安悪化>は、「入居者が非行や問題を起こすのではと不安を感じている」を定義とした。具体例は、以下の様な発言があった。

“周りの路地を歩く住民が不安になることは目に見えている。このエリアの治安も心配である。何か事件が起きたら、住民は絶対許さないと思う。”

“施設の扉は職員の生体認証でしか開かないようにするとか、警察官・刑務官経験者を配置するとか、物理的な対策や人員体制が重要ではないでしょうか。”

“安心して子どもを連れて遊びに行く気持ちにはならない。子育て中の人が集う子育て支援の拠点として考えるならば、児童相談所の一時保護所、母子生活支援施設の機能は別の場所を再検討すべき。”

“そういう（脱走がこわいという）意見もやっぱり出てきましたね。施設Cだけじゃなくて、特別養護老人ホームの方も、ちゃんと門を閉めて管理してくれ、と。”

<⑥虐待する親の徘徊>は、「保護された児童を虐待していた暴力的な親が地域をウロウロするのではないかと不安を感じている」を定義とした。具体例は、以下の様な記載が入手した資料にあった。

“虐待をする親が子の地域をウロウロする”

(3) ≪住民が感じている優越性≫

<⑦入所者が地域に合わない>と<⑧入所者へのランクの区分>の具体例から、住民が階層意識を持っており、自身らは上層で施設入所者は下層に属しているといった、下層の者に対する優越感が見えた為、カテゴリー名を≪住民が感じている優越性≫とした。

<⑦入所者が地域に合わない>は、「住民と施設入所者間に大きな格差がある為、施設入所者はこの地域に住むには相応しくない」を定義とした。具体例は、以下の様な発言があった。

“集まってくる子どもがかわいそう。小学校をもう一つ建ててセレブの子と施設の子を分けるべき。”

“「高学歴高収入のこの地域に、そんな施設を作ると、子どもたちが可哀そうだ」”

“集合住宅な様なものが建って、俺たちの人種とは違う連中が来るんだっていうのは、貧乏人が来る地域にされたら困る、というのは。”

<⑧入所者へのランクの区分>は、「住民たちのレベルは高いのに、施設入所者はレベルが低い」を定義とした。具体例は、<⑥入所者が地域に合わない>のものに加え、資料に以下の様な記載があった。

“（入所する子供は）学力が低い”

（４）《新しい住民減少の懸念》

＜⑨新しい住民減少の懸念＞は、「施設ができることにより、新しく地域に引っ越してくる住民が減ってしまうのではという懸念」を定義とした。具体例は、資料に以下の様な記載があった。

新しくこの地域に住もうとする人が居なくなる。”

（５）《不動産への影響》

＜⑩施設による土地価格下落に関する誤解＞は、「施設が建設される事により、地域の土地価格が下落してしまう事実はないが、住民はそう誤解している」を定義とした。具体例は、以下の様な発言があった。

“住民から土地価格が下落するのではないかという不安が出てきていると思うが”という質問に対して、“そうですね。”

“施設周辺の住民に対して地価補償を提案すべきです。地価が下がったら都が補償し、逆に、地価が上がったら値上がり分の半分は都に納入いただくとの契約を提案します。”

“その時に全く同じ話が出たんですよ。「高学歴高収入のこの地域に、そんな施設を作ると、子どもたちが可哀そうだ」「地価が下がる」とか。”

（６）《施設利用者の心情の憶測》

＜⑪利用者は人の目を避けたいはず＞と＜⑫人目のつかない場所に設置するべき＞は、施設利用者の立場に立ち意見を述べているが、その主張は実際に施設利用者を確認したものではなく、住民個人の考えから来ている為、カテゴリー名を《施設利用者の心情の憶測》とした。

＜⑪利用者は人の目を避けたいはず＞は、「施設利用者の立場からすれば人目を避けたいはずだという考え」を定義とした。具体例は、以下の様な発言があった。

“反対ではないがなぜこのエリアなのか。利用者の立場からすれば、なるべく人の目を避けて相談に来たいはずである。”

“利用者の立場からすると、施設が集中していると利用しにくい。この施設に出入りするところを見られたくないと思うってしまう。”

“現在の予定地は、人目に付きやすく、DVを受けられた方が気後れしたり、惨めな気持ちになったりするのではないのでしょうか。”

<⑫人目のつかない場所に設置すべき>は、「このような施設は人目のつかない場所に設置すべきだという考え」を定義とした。具体例は、以下の様な発言があった。

“周りは華やかなショッピング街で、会社などもあつたりする。もっと、人目のつかない場所に設置すべきである。”

“目立つ場所に造るべきではない。”

(7) <<施設に関する誤解>>

<⑬少年院や障害者施設と勘違いしている>は、「一時保護所や児童養護施設を少年院や障害者施設と勘違いしている」を定義とした。具体例は、以下の様な発言があった。

“施設の扉は職員の生体認証でしか開かないようにするとか、警察官・刑務官経験者を配置するとか、物理的な対策や人員体制が重要ではないでしょうか”

“あんな施設を表参道に建てるのは、おかしい。体を張って阻止する。”

“児童相談所の一時保護所には、罪を犯した触法少年が入所し、そこでは子どもたちを番号で呼びます。児童相談所には高度な専門性が必要な職務にもかからわず、区には児童相談所の担当者は不在です。”

“児童養護施設は、前は養護施設って言ってたんですけど、養護学校と混合されてて。障害者を持っている子供たちっていうイメージを持っている方がいたりとか。”

“そういう（非行少年的な）恐れのある子供はいるかもしれない、ということはありません。まず基本的に、いわゆる少年院の様なものとは違うんですよ、という説明は受けました。子どもを育てる施設で、後天的な影響を受けた子供もいるかもしれませんが、基本的には少年院とかとか違うんだと。（少年院と）ごっちゃにしてる住民は多いですね。”

(8) <<虐待を受ける子供への誤解>>

<⑭虐待を受ける子供への誤解>は、「入所する子供たちの態度や性格に問題があるという考えを持っている」を定義とした。具体例は、以下の様な発言があった。

“家での虐待は個人の問題だ。そういう子どもたちに税金を使うのは問題”

“虐待で心に傷を負っているから性格が悪い。”

“万引きをする。”

“暴力をふるう。”

(9) ≪施設の効用性への疑問≫

<⑮児童相談所の存在に疑問>は、「そもそも児童相談所は必要なのか、物理的に建てる必要はあるのかという疑問」を定義とした。具体例は、以下の様な発言があった。

“児童相談所の存在自体がいらぬ。母子自立支援員のレベルアップを図って欲しい。”

“便利な場所に建てるよりも、インターネット通話サービスでの相談を可能にするなどすればいい。”

“子どものためだけの無駄な施設が建ってしまうのかと思うとガッカリで、残念です。”

<⑯虐待は個人の問題>は、「虐待は個人の問題で行政が関与するものではないという考え」を定義とした。具体例は、以下の様な発言があった。

“家での虐待は個人の問題だ。そういう子どもたちに税金を使うのは問題”

<⑰同じ金額をかけるなら違う方法の方が有効>は、「同じ金額をかけるなら違う方法の方が当該問題解決には有効的なので、そちらを実行すべきだという考え」を定義とした。具体例は、以下の様な発言があった。

“立派な施設に100億円もかけるくらいなら、保育士や里親、保護司など実際に子どもと関わる職種やボランティアの方々の待遇改善にお金を使って福祉の質を上げてほしいです。”

“2年間かけて、建物を建てている間に、何人もの子どもが被害にあう。100億円を使って人を雇って、児童がいる家庭を全て訪問するべきである。”

“結局、支援は経済支援がありがたいのではないのでしょうか。”

(10) ≪税金の使い方に対する不満≫

<⑱児童相談所へ使うお金として大きすぎる>は、「施設建設にかかる費用が児童相談所へ使うお金として高額すぎる」を定義とした。具体例は、以下の様な発言があった。

“もっと多くの人数が入所出来るようにした方が良いのでは。造る事は賛成だが30億円は高いと思う。”

“他の場所で建設すれば半額でこの施設はできると思います。わざわざ新築しなくても既存の施設の中でも相談所などは設けられるのではないのでしょうか。”

<①⑨機会費用が大きすぎる>は、「用地を別の施設に利用すれば利益が得られるのにもったいない」を定義とした。

“稼げる場所に稼げないものを作るのか。”

“このエリアの賃貸物件の坪単価を考えるべき。”

“計画案の中身をコスト面から詳細に吟味し、支出を抑えた効率的で採算性を重視する計画案に修正してほしい。”

<②⑩自分に利益がない>は、「税金を利用して建設する公共施設なのに自分に利益がない」を定義とした。具体例は、以下の様な発言があった。

“子どものためだけの無駄な施設が建ってしまうのかと思うとガッカリで、残念です。”

“なぜ、地価の高いところに一部の人しか利用できない施設を建設するのでしょうか。”

“区が購入した用地は、大勢の人が活用できるようにするべきであり、計画中止を要求します。”

“高齢化率が高くなってしまったので、特養（特別養護老人ホーム）については、全くと言っていいほど異論がでなかったんですね、拍子抜けするくらい。”

“PTAからは、児童養護施設ではなく「こども園」の設置を提案してきた。”

<②⑪税金の利用方法に納得がいかない>は、「税金の利用方法として納得がいかない」を定義とした。具体例は、以下の様な発言があった。

“大金をかけて児童相談所を造る余裕があるのであれば、国の借金に充てて欲しい。”

“今後かかってくるランニングコストは、税金です。本当にこのような使い方でもいいのか真面目に考えていただきたい。”

“税金の使い方、運営管理方法など地元を中心に詳しい説明を求める声は多数あります。”

(11) ≪行政への不満≫

<②⑫初期の経緯説明不足>は、「なぜこの土地が選ばれたのか、なぜ施設の建設が必要なのか等の説明が十分にされていない」を定義とした。具体例は、以下の様な発言があった。

“不透明な土地取得の経緯を明確にするよう求めます。”

“代替地があるのかないのかもわからない。施設の重要性は分かるが、児童相談所だけではなく複合施設であることを明確にした方がよい。”

“地道に説得して行けば、ある程度の方は理解していただけると思う。どうしてここにこの施設が必要なのかを理解してもらおう努力が必要。納得させるだけの説明がされていない気がする。”

“区のホームページを拝見しても、判断に足りるような情報がないと感じています。施設に「非行少年（触法少年）を保護する」機能を持つことを後出しにしていたことには、不信感を覚えずにはられません。”

“報道に「説明が不十分だ」とか、「あとから非行少年が入居すると知らされた」と書いてありましたが”という質問に対し、“ええ、そうですね。”

<②③検討項目の非提示>は、「様々な情報が提示されていない為、どの様な事項が検討されたのか分からない」を定義とした。具体例は、以下の様な発言があった。

“区のホームページ上で公式の情報を検索しましたが、事業の項目はあったものの、詳しい予算や計画等が把握できませんでした。税金を投入する以上、区民に情報が行き渡り、理解が得られるように、見直しをしながら事業を進めていただきたいです。”

“反対ではありませんし意義はあると思います。ただ、建設資金の運用を考えれば、シミュレーションしたのか疑問です。その収益を子どもや家庭の支援に向けたら、どれだけ多くの支援ができるのかを検討されたのでしょうか。結局、支援は経済支援ありがたいのではないのでしょうか。”

<②④説明プロセス>は、「行政の説明方法やプロセスに対する不満」を定義とした。具体例は、以下の様な発言があった。

“施設の間取り等の細かな対応策の説明に終始することなく、様々な社会的ミッションに対して、区がどういうスタンスでどう取り組むのかをしっかりと説明してほしいです。”

“土地を買って、そのあとに説明するようなやり方は悪い。同意を得られるように十分に説明すべき。説明会で持ち帰り対応なんてすべきでない。”

“まず、児童相談所に訪問するツアーとかの企画を作って、どういう施設なのかをきちんと説明することをやられてみてはいかがでしょう。”

<②⑤担当者の知識・経験不足>は、「行政の担当者の知識と経験が不足している」

を定義とした。具体例は、以下の様な発言があった。

“児童相談所には高度な専門性が必要な職務にもかかわらず、区には児童相談所の担当者は不在です。”

“区からの説明は、もう少し専門家を入れて意見を聞いて行うべき。職員は知識・経験もない。勉強をしっかりとしてほしい。”

“一時保護所入所中の子どもは、学校に通えないということは子どもに関係する職員なら知っておくべき。”

“港区の職員はこのエリアに住んでいる人は少ないはず。だから区の職員はこのエリアを知らない。”

<②⑥責任者 (e.g. 区長) の不在>は、「施設建設の責任者の不在に不満を感じている」を定義とした。具体例は、以下の様な発言があった。

“平日に区長が来て説明会をやってほしい。”

“最後の説明会ならば事前にその旨告知してから行うべき。できるなら、もう一回最後の説明会と銘打って、区長同席のもと説明会を行うべき。”

<②⑦反対意見への対応>は、「行政の反対意見に対する対応への不満」を定義とした。具体例は、以下の様な発言があった。

“事業には賛成だが、反対派の説得は上から押さえつけるのではなく本心を理解した上で熱意を伝えて欲しい。”

“反対の方にも誠意をもって対応してほしい。”

“意見への説明には科学的根拠で対処した方がいい。区役所がきちっと根拠に基づいて動いていますと伝えるべきです。”

(12) <<メディアからの情報>>

<②⑧メディアからの情報>は、「インターネットや報道で見られる児童福祉施設に関するネガティブな情報」を定義とした。具体例は、以下の様な発言があった。

“僕も、この問題が起こった時に、ネットをまずパッと検索すると、ネガティブな情報だけが最初にドッと出てくる。そうすると、地域住民も、やっぱり我々と議論するとき、そういった情報を見て持って来てですね。”

表 4-1 住民反対意見の概念とカテゴリー

カテゴリー	概念	該当施設
(1) 地域の特性との不一致	① 地域の特性に合わない	A,B
	② 子供には似合わない環境	A
	③ 騒音	A,B
(2) 地域の安全性低下への憂慮	④ 非行少年の入所	A,B,C
	⑤ 入所者の非行による治安悪化	A,B,C
	⑥ 虐待する親の徘徊	C
(3) 住民が感じている優越性	⑦ 入所者が地域に合わない	A,C
	⑧ 入所者へのランクの区分	A,C
(4) 新しい住民減少の懸念	⑨ 新しい住民減少の懸念	C
(5) 不動産への影響	⑩ 施設による土地価格下落に関する誤解	A,C
(6) 施設利用者の心情の憶測	⑪ 利用者は人の目を避けたいはず	A
	⑫ 人目のつかない場所に設置すべき	A
(7) 施設に関する誤解	⑬ 別の施設と勘違いしている	A,B,C
(8) 虐待を受ける子供への誤解	⑭ 虐待を受ける子供への誤解	A,C
(9) 施設の効用性への疑問	⑮ 児童相談所の存在に疑問	A
	⑯ 虐待は個人の問題	A
	⑰ 同じ金額をかけるなら違う方法の方が有効	A
(10) 税金の使い方に対する不満	⑱ 児童相談所へ使うお金として大きすぎる	A
	⑲ 機会費用が大きすぎる	A
	⑳ 自分に利益がない	A,C
	㉑ 税金の利用方法に納得がいかない	A
(11) 行政への不満	㉒ 初期の経緯説明不足	A,B
	㉓ 検討項目の非提示	A
	㉔ 説明プロセス	A
	㉕ 担当者の知識・経験不足	A
	㉖ 責任者 (e.g. 区長) の不在	A
	㉗ 反対意見への対応	A,B
	(12) メディアからの情報	㉘ メディアからの情報

4.1.2. 住民反対意見構造図

抽出された概念およびカテゴリー間の関連を検討し作成された住民反対意見構造図は図 4-1 の通りである。以下では、住民反対意見構造図に基づき、各カテゴリーごとに、それらがどの概念から影響を受けているのかの説明を行う。意見構造図上の矢印は、別の概念やカテゴリーに対する影響を表している。

(1) ≪メディアからの情報≫

まず≪メディアからの情報≫は、反対意見ではないが、インターネット、ニュースやドラマを通して得た偏った情報が、住民の≪地域の安全性低下への憂慮≫≪施設に関する誤解≫≪虐待を受ける児童への誤解≫に影響を与えている要因である事が、インタビューを通して確認できた。

“ましてや時代の流れから言って、昔の金八先生のころじゃないですけども、そういった、今の非行の傾向というのは、皆さん、中には、その非行のグループの仲間が、外にきて、騒いだり、モノを壊したりするんじゃないか、って”

“そこの施設を巡ったり。見ていくと、確かに色々な性格の子供たちはいるけど、極端な話、正直俺たちが育った時とあんまり変わらないんじゃないか、と。腹が立てば壁蹴っ飛ばすし、障子は破くし。そんなのはね、異常な性格のうちに入んないんじゃないかって。”

“僕も、この問題が起こった時に、ネットをまずパッと検索すると、(施設に関する) ネガティブな情報だけが最初にドッと出てくる。そうすると、地域住民も、やっぱり我々と議論するときに、そういった情報を見て持って来てですね。”

(2) ≪行政への不満≫

≪行政への不満≫に関する反対意見だが、これらは直接的な反対理由というよりも、反対意識を助長する働きを持っており、直接的な反対理由と呼べるものは『メディアからの情報』と≪行政への不満≫を除く、20概念であることが分かった。

(3) ≪地域の安全性低下への憂慮≫

当該施設の機能を別の施設のものと同勘違いしているといった≪施設に関する誤解≫と、「虐待を受けたり施設に入ることを余儀なくされている児童は性格が悪く暴力的で、万引きをする」といった≪虐待を受ける子供への誤解≫から、≪地域の安全性低下への憂慮≫内の「そんな子供たちがこの地域に来るのか」といった<④非行少年の入所>への不安に繋がり、「彼らが脱走をし、事件を起こすのではないか」という<⑤入所者の非行による治安悪化>に結びついている。

(4) ≪住民が感じている優越感≫

「住民たちのレベルは高いのに、施設入所者はレベルが低い」といった<⑧入所者へのランクの区分>と、入所者が来ることにより起こり得る≪地域の安全性低下への憂慮≫が、「入所者はこの地域に住むには相応しくない」といった<⑦入所者が地域に合わない>に繋がっている。

(5) ≪新しい住民減少への懸念≫

「住民が誇る地域の特性が施設が建設されることにより消えてしまい、この地域に引っ越してくる人、引っ越したいと考える人が減ってしまうのではないか」といった≪新しい住民減少への懸念≫は、≪地域の特性との不一致≫ ≪地域の安全性低下への憂慮≫ ≪住民が感じている優越性≫から影響を受けている。

(6) ≪施設利用者の心情の憶測≫

≪施設利用者の心情の憶測≫の具体例を見ると、「施設を利用することは恥ずかしいことであり、利用者もそれを恥じているはず」という考えが見える。これは、「自身は施設を利用する必要もなく、階層の上層として生活しているのに」という≪住民が感じている優越感≫から影響を受けていると見られる。

(7) ≪施設の効用性への疑問≫

<⑮児童書相談所の存在に疑問>を抱いている理由の一部として、<⑯虐待は個人の問題>であるという意見も見られ、その考えは、「虐待を受ける様な子供は性格が悪い」といった≪虐待を受ける子供への誤解≫から来ているとみられる。

(8) ≪税金の使い方に対する不満≫

<⑰税金の利用方法に納得がいかない>といった不満は、<⑮児童書相談所の存在に疑問><⑰同じ金額をかけるなら違う方法の方が有効>という考えと繋がっている。

(9) 3つのコアカテゴリー

概念とカテゴリーの関係性を検討する中で、直接的な反対理由である 21 の概念は更に【現状の生活と優越感喪失への危機感】【事実誤認】【金銭的損失への心配】の3つのコアカテゴリーに区分された。これらのコアカテゴリーは、それぞれの反対意見が生じる本質を予測して作られた。

<①地域の特性に合わない><②子供には似合わない環境><③騒音><④非行少年の入所><⑤入所者の非行による治安悪化><⑥虐待する親の徘徊><⑦入所者が地域に合わない><⑧入所者へのランクの区分><⑨新しい住民減少の懸念><⑩施設

による土地価格下落に関する誤解>の10概念は住民の【現状の生活と優越感喪失への危機感】から、<⑩施設による土地価格下落に関する誤解><⑪利用者は人の目を避けたいはず><⑫人目のつかない場所に設置するべき><⑬別の施設と勘違いしている><⑭虐待を受ける子供への誤解><⑮児童相談所の存在に疑問><⑯虐待は個人の問題>の7概念は【事実誤認】から来ており、<⑩施設による土地価格下落に関する誤解><⑰同じ金額をかけるなら違う方法の方が有効><⑱児童相談所へ使うお金として大きすぎる><⑲機会費用が大きすぎる><⑳自分に利益がない><㉑税金の利用方法に納得がいけない>の6概念は【金銭的損失への心配】に関する考えから発生している。<⑩施設による土地価格下落に関する誤解>においては、【現状の生活と優越感喪失への危機感】【事実誤認】【金銭的損失への心配】の3カテゴリーすべてに属している。

4.1.3. 先行研究との結果比較

M-GTA 分析から得た結果を、先行研究から明らかになっていた反対意見（表 2-1）と比較した。

カテゴリーを比較した場合、本研究で抽出された12カテゴリー中、《地域の特性との不一致》《地域の安全性低下への憂慮》《不動産への影響》《施設の効用性への疑問》《税金の使い方に対する不満》《行政への不満》《メディアからの情報》の7カテゴリーは、先行研究においても述べられていた。しかし、更に細かい状態である概念で比較した場合には、先行研究では挙げられているのは<③騒音><⑤入所者の非行による治安悪化><⑩施設による土地価格下落に関する誤解><⑮児童相談所の存在に疑問><⑳自分に利益がない><㉒初期の経緯説明不足><㉔説明プロセス><㉘メディアからの情報>の8概念のみであり、20もの概念が本研究で新しく抽出されていることが分かった。

《メディアからの情報》からの他概念および他カテゴリーへの影響に関しては、先行研究では「偏見」に繋がることが示唆されていたが、本研究では、《地域の安全性低下への憂慮》、施設を別の施設と混合してしまっているといった《施設に関する誤解》、そして《虐待を受ける子供達への誤解》に繋がっている事を明らかにした。

先行研究で挙げられていた反対意見のうち、本研究の調査において抽出されなかった意見には、地域の若者に悪影響を及ぼすといった「教育的視点」と、用地としての「公園・広場の利用」があった。

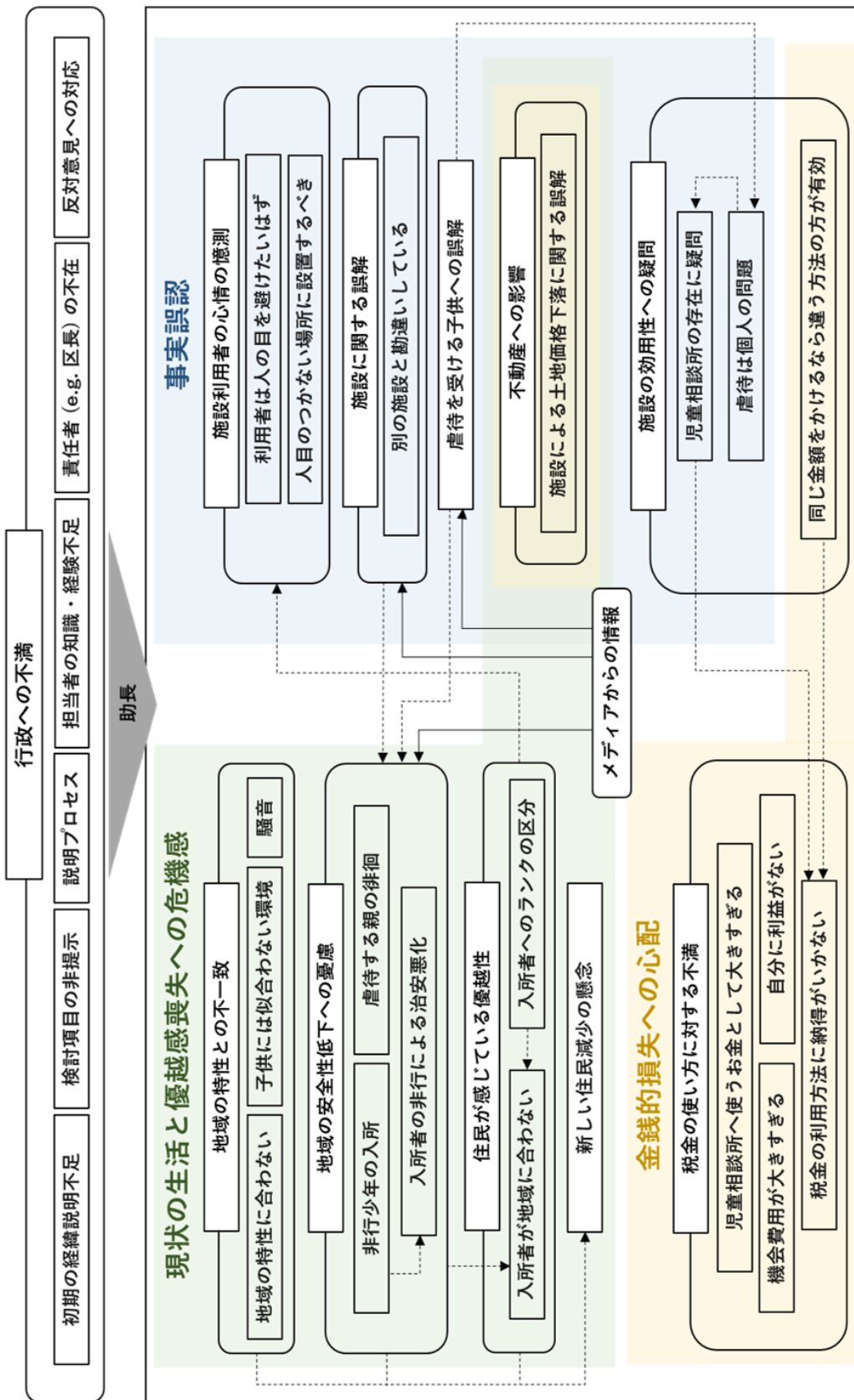


図 4-1 住民反対意見構造図

4.2. 地域分析結果

施設 A、施設 B、施設 C の Figure-ground diagram と建物用途別現況図は、それぞれ図 4-2 と図 4-3、図 4-4 と図 4-5、そして図 4-6 と図 4-7 の通りである。Figure-ground diagram と建物用途別現況図において、赤色で示された建築物が各施設である。建物用途別現況図上の赤い点線は半径 100 m、250 m、400 m の境界を表しており、建物の用途は、住宅系は黄色、商業系は青色、学校や病院といった公共施設は緑色で示している。各施設の建築面積と階数、最寄りの家までの距離、半径 100 m、250 m、400 m 内の建築物数、住宅用途建築物数および商業用途建築物数は、表 4-2 の通りである。



図 4-2 Figure-ground diagram (施設 A)

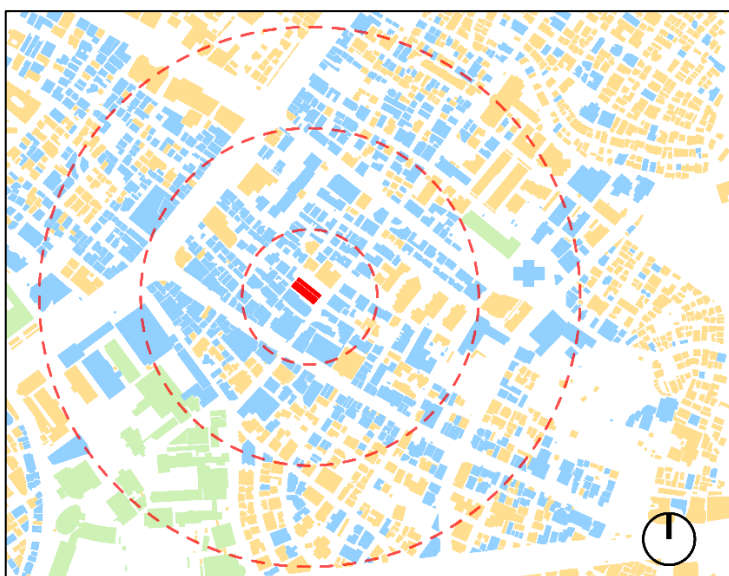


図 4-3 建物用途別現況図 (施設 A)

図 4-2 を見ると、施設 A 周辺の建築物の大きさは統一性がなく、施設より小さいものも、大きいものも存在する。建物間の密着度も高く、施設から流動人口の多い地下鉄駅がある大通りまでは、1 街区の距離である。図 4-3 を見ると、施設から半径 100 m のエリアの建物は、3 軒の住宅用途建築物を除いて全て商業施設であり、半径 100 m を超えると、少しずつ住宅用途建築物の割合が増えている様に見える。施設から約 250 m の場所には、小・中・高校・大学といった公共施設がある。ArcGIS を使用し計測した半径 100 m、250 m、400 m 内の住宅用途建築物の割合は、それぞれ 16.7 %、31.2 %、39.3 %で、商業用途建築物の割合はそれぞれ 83.3 %、67.2 %、58.3 %であった。



図 4-4 Figure-ground diagram (施設 B)

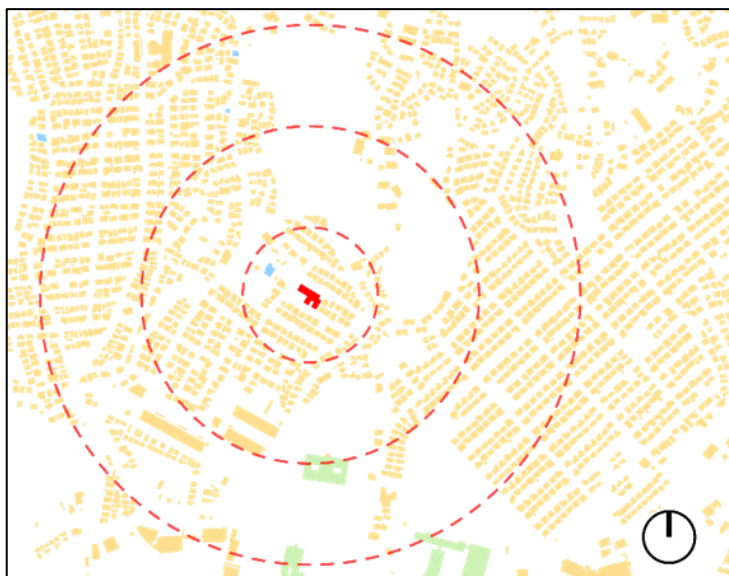


図 4-5 建物用途別現況図 (施設 B)

図 4-4 を見ると、施設 B は施設よりも小さい建築物に囲まれており、施設の大きさはそれらの建築物の約 8 倍ほどの大きさであることが分かる。図 4-5 を見ると、半径 400 m 内にある商業施設は 3 軒あるが、実際に施設周辺の踏査を行った際、半径 100 m 内にある商業施設は住宅として使用されていた。また、半径 400 m の外も含め、住宅用途建築物がほとんどであり、施設周辺だけでなく、地域一帯が住宅街であることが分かる。ArcGIS を使用し計測した半径 100 m、250 m、400 m 内の住宅用途建築物の割合は、それぞれ 99.2 %、99.6 %、99.6 %で、商業用途建築物の割合はそれぞれ 0.8 %、0.2 %、0.2 %であった。



図 4-6 Figure-ground diagram (施設 C)

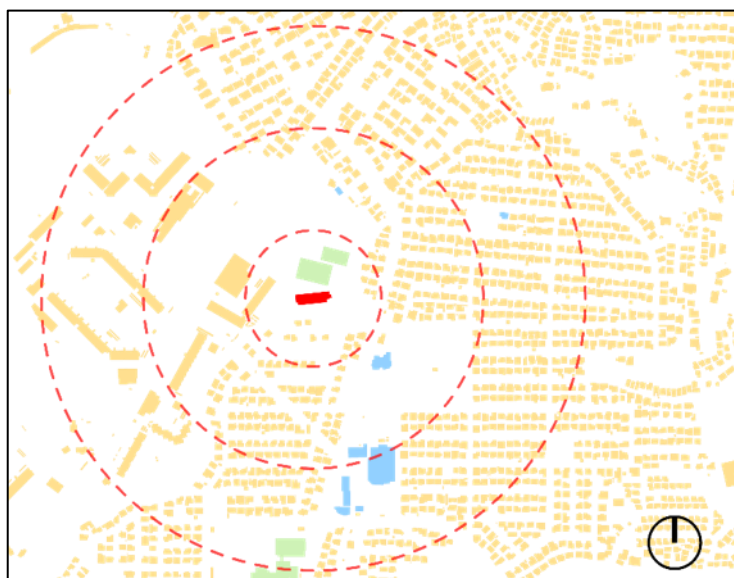


図 4-7 建物用途現況図 (施設 C)

図 4-6 を見ると、施設 C および隣接する福祉施設がある敷地のオープンスペースは広く、周辺の小さな建築物との間に距離がある。図 4-7 を見ても、半径 100 m 内に存在する福祉施設以外の建物数が施設 A、施設 B に比べ少ない。施設 B 同様、地域は住宅用途建築物に大半を占めてられているが、半径 400 m に商業施設密集地域が存在する点が施設 B とは異なる。ArcGIS を使用し計測した半径 100 m、250 m、400 m 内の住宅用途建築物の割合は、それぞれ 94.9 %、98.4 %、98.9 % で、商業用途建築物の割合はそれぞれ 0 %、1.1 %、0.7 % であった。

表 4-2 調査対象施設と周辺地域の情報および統計

	施設 A	施設 B	施設 C
建築面積	772 m ²	581 m ²	758 m ²
階数	4	2	3
最寄りの家までの距離	15.5 m	2.5 m	22.7 m
建築物数	半径 100 m 内	72	132
	半径 250 m 内	429	549
	半径 400 m 内	1100	1500
住宅用途 建築物数 (割合)	半径 100 m 内	12 (16.7 %)	131 (99.2 %)
	半径 250 m 内	134 (31.2 %)	547 (99.6 %)
	半径 400 m 内	429 (39.3 %)	1494 (99.6 %)
商業用途 建築物数 (割合)	半径 100 m 内	60 (83.3 %)	1 (0.8 %)
	半径 250 m 内	288 (67.2 %)	1 (0.2 %)
	半径 400 m 内	641 (58.3 %)	3 (0.2 %)

以下では、各施設の情報を比較した結果を述べる。まず、エリア内の建物密度だが、半径 100 m 内の建築物数は施設 C が 39 軒と最も少なく、続いて施設 A が 72 軒、そして施設 B が 132 軒と一番多く、施設 C に比べて約 3.4 倍の数の建物が存在している。半径 250 m 内の建物密度も同様に施設 C が一番低く、施設 B が一番高い。半径 400 m になると、施設 A と C の建築物数はそれぞれ 1100 軒と 1089 軒とほぼ同等だが、施設 B の建築物数が 1500 軒と依然として最も高い。100m、250m、400m 半径内の住宅建築物の割合は、施設 A が他の地域に比べてずっと低く 40 % にも満たないが、施設 B と施設 C においては、住宅用途建設物の割合が常に 94 % となっている。施設と最も近い住宅用建設物までの距離は、施設 A が 15.5m、B が 2.5m、C が 22.7m で、緩衝空間が存在する施設 A と C に比べ、施設 B は近隣住宅との距離が極めて近い。

4.3. 反対意見消滅要因分析結果

ナラティブ分析により、各施設において発生した反対意見のうち、消滅した意見を特定し、消滅要因をインタビュー対象者の話を基に特定した。以下では、各施設における分析結果の説明を行う。具体例では、地域や施設名は変更して記載している。

4.3.1. 施設 A

施設 A で表出した反対意見のうち、行政の働きにより消滅したという発言があったのは3概念、消滅しなかったという発言があったのは3概念であった。図 4-8 は、データから作成された、施設 A において反対意見に影響を及ぼした関係者の相関図で、表出した概念と、それらの消滅の有無は図 4-9 に示す通りである。図上の実線は、どの行政の対応によって消滅した、もしくはしなかったかの消滅のプロセスとタイミングがインタビューで語られたもの、点線矢印がついている反対意見は、最終的には表出しなくなったものの、そのプロセスとタイミングが、言及されていないものを示している。《行政への不満》である<①初期の経緯説明不足><②検討項目の非提示><③説明プロセス><④担当者の知識・経験不足><⑤責任者（e.g. 区長）の不在><⑥反対意見への対応>の6概念は、説明会等における行政の動きに対し出た不満である為、省略とした。以下では、インタビューデータと資料から分かった施設建設開始までの概要、概念の消滅と消滅要因と、それに対する具体例および解釈を提示する。

施設 A では、2018年10月と12月に各2回ずつ、計4回の住民説明会が行われたが、10月の時点で「虐待を受けた児童の他にも非行少年たちの入所がクローズアップされ、区民がその部分に不安を感じたところから反対へのエネルギーは大きくなっていった」。それに対し行政は、非行少年の入所も可能性としてあるが、非行に走ってしまった児童は加害者になる前は児童虐待等を受けていた被害者でもあり、同じ境遇になりえる児童らを早い段階でケアしていく為の施設建設だと説明を行った。加えて、非行を行った入所者の友人らが施設の周辺で非行を行うのではという意見に関しては、近年の児童相談所ではその様な報告はないと理解を求めた。

“そうですね、非行少年や少女が入ってくるっていうことについては、確かにそういったことがあるので、それは事実であるとは伝えつつも、その非行少年少女になってしまった背景にはやはり、その子供たちが追い詰められた原因があるので、そういった過去を持っている子供たちなんだっていうことを区民に対して説明していくことが必要なのかな、ということで…で、非行というと、加害者というイメージになるんですけども、やはりその加害者である非行の子供たちって

いうのは、加害者になる前は被害者だったんです、その児童虐待であったり、そういったことの被害者であったっていうことで、で、その被害者であった時期に、救ってあげられなかった、ということを、港区としては、その加害者になる前の子供たちを救っていきたいんだ、児童相談所では、そういった子供たちへの対応をしていくんだということを、説明を繰り返し行いました。やはり、そういう子供たちってというのが、今までこう、なかなか支援というところとつながらなかったというところを、もっと手前の段階で、きちんとケアする為に、児童相談所はあるんです、ということで、一時保護所に非行の子供が来ないとは言っていない。ただ、そういった子供もきちんとケアをする、っていうこと、が児童相談所の役割だ、ということで。ましてや時代の流れから言って、昔の金八先生のところじゃないですけども、そういった、今の非行の傾向というのは、皆さん、中には、その非行のグループの仲間が、外にきて、騒いだり、モノを壊したりするんじゃないか、っていうようなそういう懸念を持たれたりする方が居たりするんですけども、そういったことは、ここ 10 年以上、東京都の児童相談所でも、そんなことは起きていないということなども、説明しつつ、皆さんには、その辺の理解も求めていきました。”

また、児童相談所はどういった施設なのかという説明も行われたが、「これはもうちょっと児童相談所自体を知ってもらう必要がある」と感じた行政は、12月の説明会に「児童相談所のことに詳しい学識の先生」を招いた。

“10月の段階で、これはもうちょっと児童相談所自体を知ってもらう必要がある、ということで、12月の説明の時には、児童相談所のことに詳しい学識の先生をお呼びして、児童相談所そのものが果たす役割であったり、その地域の中でどういう風に、児童相談所というものが地域と連動していくのか、っていうことについてお話をしていただいたというのが12月になります。”

以上の様に、非行を行った児童の背景や、迷惑行為はここ10年間報告されていない事、そして「児童相談所そのものが果たす役割であったり、その地域の中でどういう風に、児童相談所というものが地域と連動していくのか」を説明した事により、<⑬別の施設と勘違いしている><⑮児童相談所の存在に疑問><⑯虐待は個人の問題>の3概念は消滅したが、<①地域の特性に合わない><②子供には似合わない環境><⑰機会費用が大きすぎる>の3概念は、説明や勉強会等を実施しても消滅しなかった。それが確認できるデータが下記である。いずれのデータからも、住民は施設の重要性を理解

しているものの、《地域の特性との不一致》と<⑯機会費用が大きすぎる>ことから、納得ができていないことが分かる。

“あとは、児童相談所については必要な施設だ、ということは認めた上で、その上で、なぜこのエリアなのかということについて色々説明を求められたので、あれだけの建物を建てるにあたっては、非常に土地も広い土地が必要にもなりますし、特区内でも、私たちも努力してかなり用地を探していましたが、あそこ以外にちょっと考えられる土地がなかったってということのご説明はさせていただいています。”

“やはり、反対の方の論調は同じなんですよね。中身はわかるし、大切なことはわかるけれども、なぜここなんだ、このエリアの、あの土地なんだ、ということは非常に拭い去れないということで、やはりそこは理解していただけるまで、こちらとしても、きちんと説明をしていくし、それに向けた勉強会や PR ということ、説明をとにかく何度でも繰り返そうということで、勉強会という形で、児童相談所の設置にむけて、子供の児童虐待に関する学識の方の意見であったり、メカニズムのようなものであったり、そういうところを専門的に対応する施設なんだ、この区にとってこれはどうしても必要な施設なんだ、というところを理解してもらって、それだったらこのエリアに建ってもいいかな、という様に思ってもらえる様などころまでなんとか説明できないか、ということで、結構勉強会とかを繰り返し…”

“近隣の方にしてみれば、やはり今工事とかもしていますし、工事のこととかに対しても、ご意見頂いたりってことはありますし、でも、反対運動の中で中心的に反対運動を行っていたという方は、やはり変わらないだろうと、このエリアから児童相談所がなくなる限り、反対だということをおっしゃっていた人たちは、結局児童相談所ができることに関して文句は言わない、けれども、この土地に対しての反対だ、ということなので、このエリアにできてしまう以上は、その人たちの反対は続いている、という認識で私たちはいます。”

“やはりこのエリアのあの土地柄ってというのは、商業スペースのたくさんある中にできるってということで、あそこの土地っていうものが、周りから見れば、商業地にすることでもっと活性化するんじゃないか、とか。”

<⑬別の施設と勘違いしている><⑮児童相談所の存在に疑問><⑯虐待は個人の問題><①地域の雰囲気合わない><②子供には似合わない環境><⑯機会費用が

大きすぎる>の6概念以外の反対意見の消滅の有無に関する直接的な発言は確認できなかったが、説明会等を重ねた後の変化について尋ねた際に出た「やはり、反対の方の論調は同じなんですよね。中身はわかるし、大切なことはわかるけれども、なぜここなんだ、このエリアの、あの土地なんだ」という発言から、<①地域の雰囲気合わない><②子供には似合わない環境><⑨機会費用が大きすぎる>以外の発言は消えたと考えられる。

以上が施設建設側である行政の働きによって起こった反対意見の変化だが、この後マスコミの介入により、反対する住民への世論からの風当たりが強くなったことから、大々的に反対意見が発言されることがなくなった。

“12月の説明以降、悲しいことなんですけれども、児童虐待で野田市だったり、目黒区のほうで立て続けに児童虐待で命を落とすといった事件がありまして、そのことについてマスコミがクローズアップする中で、児童相談所の役割ってということがマスコミの中でもクローズアップされていった、それに伴って、やはり大切な児童福祉施設を作ることに対して反対しているということが、世論的に、ちょっと反対する側に世論がやや風当たりが強くなったっていうことがあるのかな、っていうところで。”

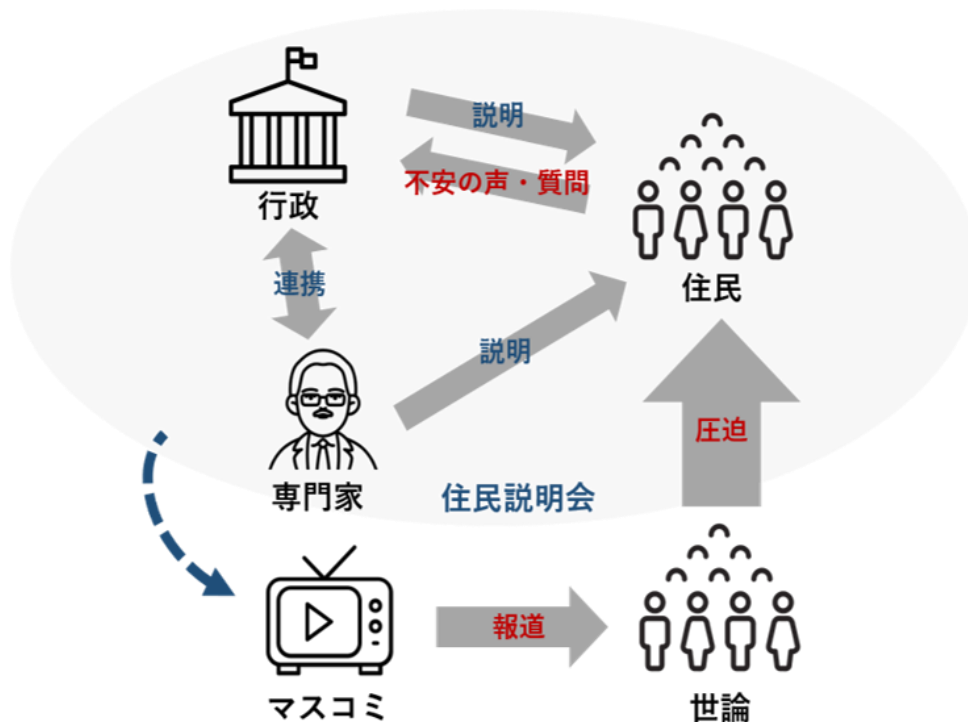


図 4-8 関係者相関図 (施設 A)

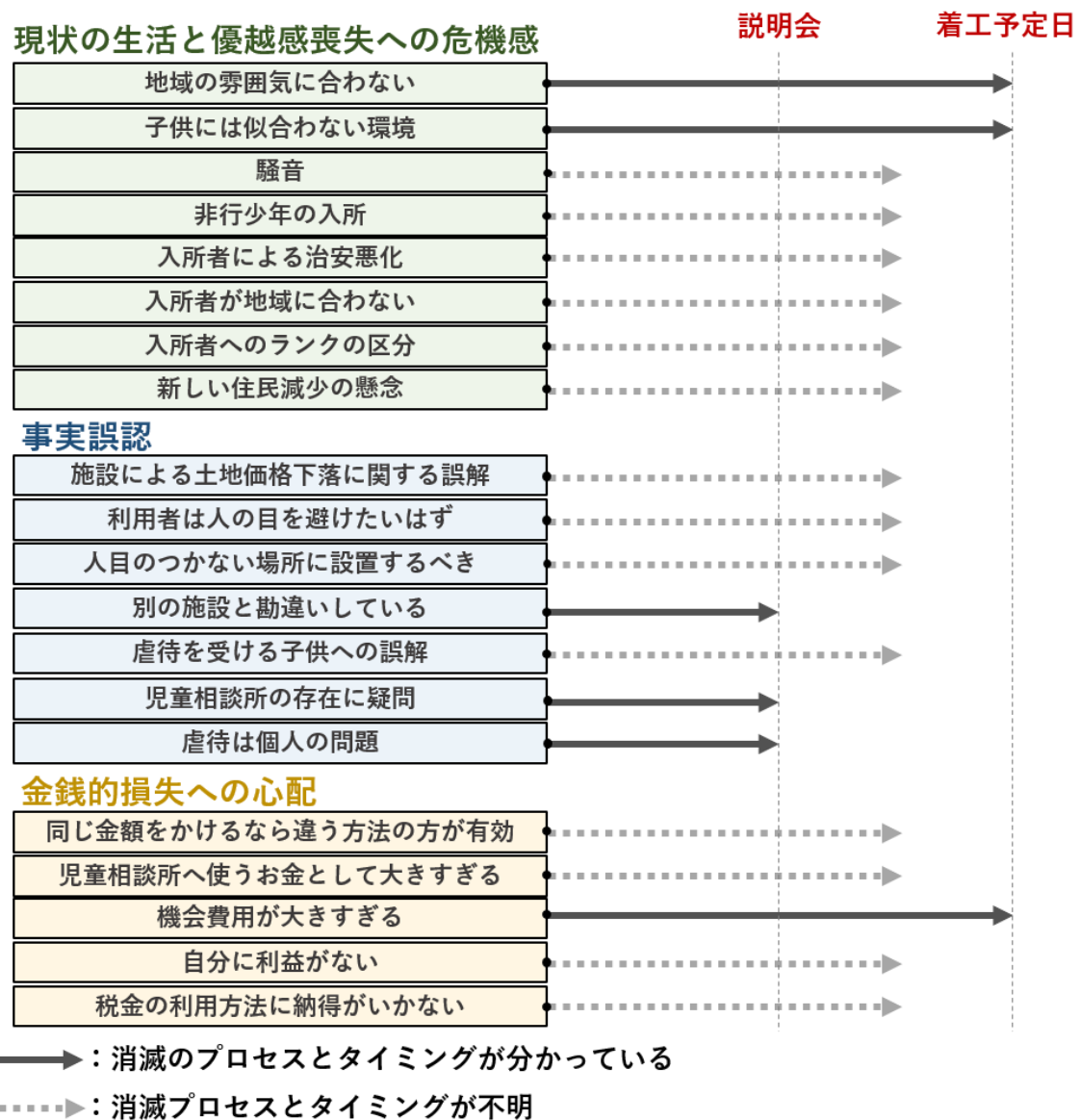


図 4-9 表出した反対意見の消滅（施設 A）

4.3.2. 施設 B

施設 B で表出した反対意見 7 概念のうち、行政の働きにより消滅したのは 1 概念で、消滅しなかったのは 4 概念であることが確認された。図 4-10 は、データから作成された、施設 B において反対意見に影響を及ぼした関係者の相関図で、表出した概念と、それらの消滅の有無は図 4-11 に示す通りである。図上の実線は、どの行政の対応によって消滅した、もしくはしなかったかの消滅のプロセスとタイミングがインタビューで語られたもの、点線矢印がついている反対意見は、最終的には表出しなくなったものの、そのプロセスとタイミングが、言及されていないものを示している。《行政への

不満」である<②初期の経緯説明不足><⑦反対意見への対応>の2概念は、説明会等における行政の動きに対し出た不満である為、省略とした。

施設Bでは、建設責任主体であり説明会を行った行政と、説明会に参加した住民の協力が得られなかった為、住民への説明や対応の細かい概要は得られず、関係者の相関図の作成はできなかった。しかし、住民代表である自治会会長夫妻と、現施設長へのインタビューデータから、反対意見の消滅の有無を確認することは出来た。以下では、データから分かった施設建設開始までの概要、概念の消滅と消滅要因と、それに対する具体例および解釈を提示する。

<⑩別の施設と勘違いしている>という意見に関しては、「地域住民の方は児童相談所や一時保護所がどういう施設が理解していたのか」という質問に対し、説明会で説明したということと、施設の必要性は認めてはいる住民は多いという発言から、解決していることが分かった。

“(施設がどういったものかという)点は一応説明があって、説明会とかがあって、話したと思うんですよ。”

“(「施設の必要性は認めるが自分のところは嫌だ」という人は多いですか?) 多いですね。”

しかし、説明会が行われた後でも住民の反対自体は収まらず、<①地域の特性に合わない><③騒音>という反対意見は、施設の開設後も続いており。解消できていないことが明らかになった。

“(今でも、)なんでここなんだろうっていうのは、あります。”

“ここは自動販売機もないんですよ、コンビニもないし。ちょっと田舎っぽいんだけど、それがいいっていう人もいるからね。静かで。”

“(施設と地域は)水と油みたいな感じでね、なかなか。”

この用地は市が保有するもので、今まで別の施設建設案も出されたことはあるが、周辺住民は静かな環境を守る為、一時保護所だけでなく、それらの施設の建設に対しても反対していたという事実も分かった。

“あそこ（施設）は、施設が建つ前もね、色々（他の施設の建設計画が）あったらしいんですよ。何かを建てましょうとか。それを、みんな住民が反対してたんですって。私たちは越してきたから、昔のことは分からないから聞いた話ですけど。それで結局、一番、こんなこといったら悪いですけど、くじ引いたのが悪くて、施設が建っちゃったって言ってましたね。なんでこんな住宅街に建つんだろうってみんな言ってました。反対してました。”

施設 B では開設後、入所者の施設脱走が数回起きており、それによる事件は起こっていないものの、脱走事件に対する住民の発言から、<③非行少年の入所>と<④入所者の非行による治安悪化>への不安も、解消できていないことが分かった。その不安は建設後 7 年たった現在でも根強く残っており、特に、近隣に住む若い子供を持つ母親が大きな不安を抱いており、カウンセリングに通っている人もいることが明らかになった。

“ただ、ここ建つときに、会合があったんですよ。そしたら、脱走したらどうなんですかって（聞いたのに）、脱走はしませんって。今までそういう経歴はありませんからって上の人はおっしゃったんですよ。そんなことわかりませんよね、とは皆さん住民の方は思っていて、そしたら案の定。何回もね。”

“特に若いお母さんたちはね、まだ子どもが中学生とか小学生、幼稚園の方は、心配してますね…”

“カウンセリングみたいなのも通ってる人もいますんでね。”

“そっちの角のね、女の子が多いんですよ。すごい怖がっちゃって、夜眠れなくなっちゃって、若い子がね、逃げた時は。”

建設が発表された際は多くの住民が反対しており、2600 人を超える反対署名が集まっており、住民からの反対の結果、施設 B の開所は予定よりも大幅に遅れることとなった。時間がたつにつれ、建設を受け入れ始めた住民と、反対を続ける住民の対立が起き、これ以上議論が長引くと地域住民の分裂を招いてしまうという、自治会の考えが、最終的に地域が施設の建設を受け入れた理由として確認できた。

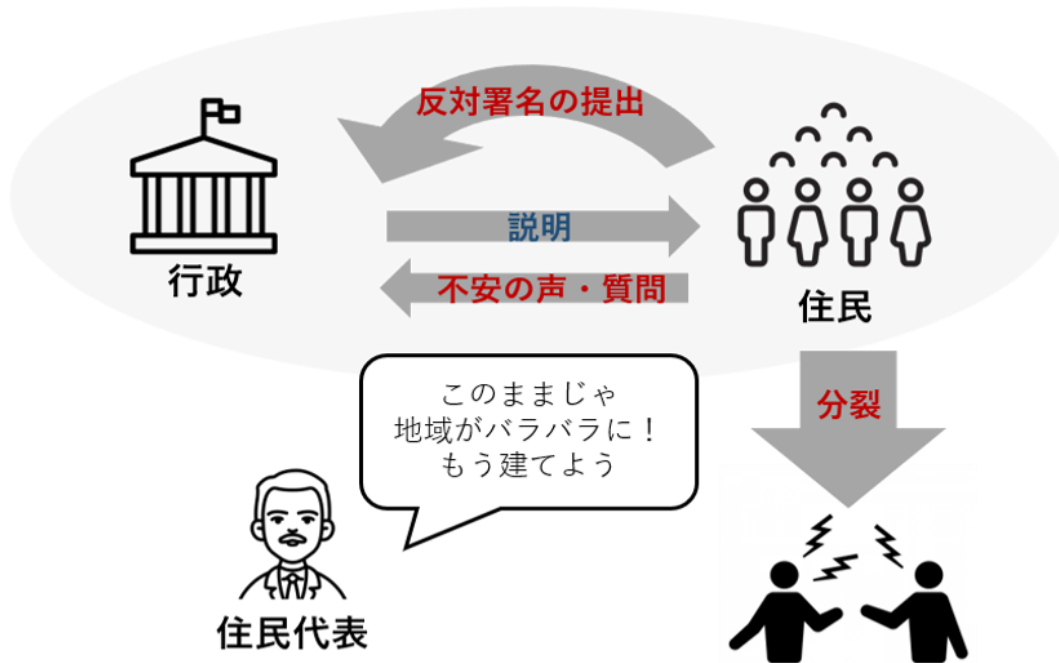


図 4-10 関係者相関図（施設 B）

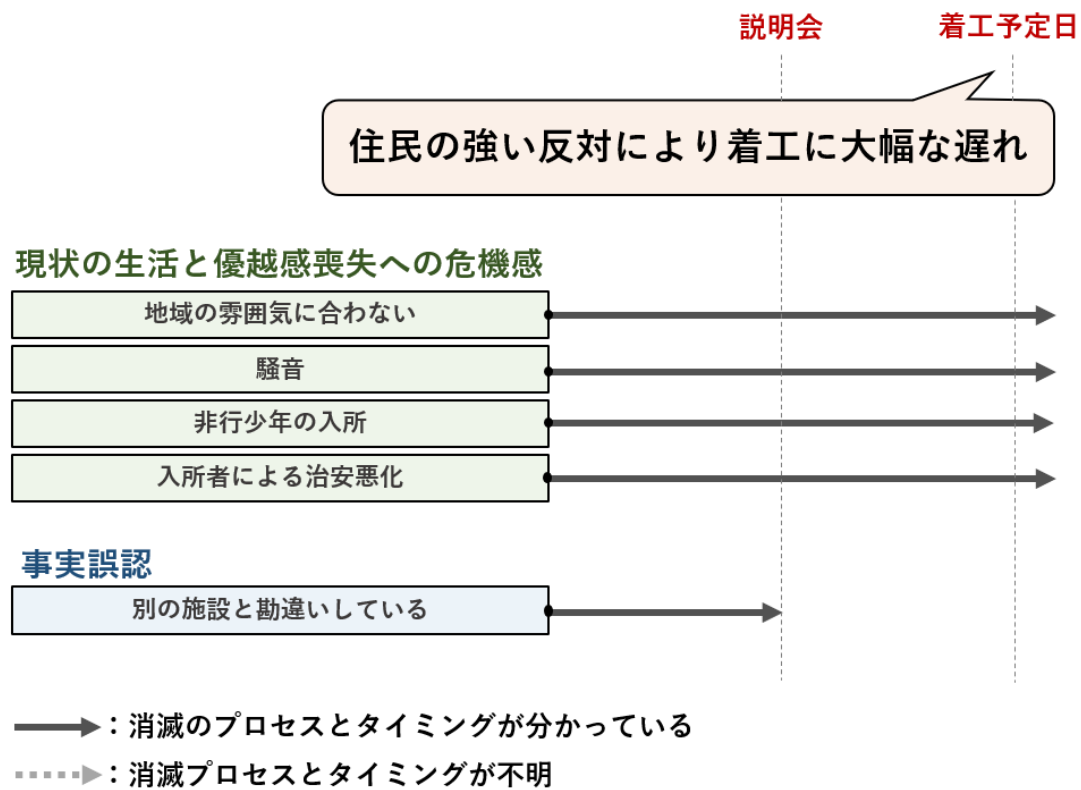


図 4-11 表出した反対意見の消滅（施設 B）

4.3.3. 施設 C

施設 C で表出した反対意見は 10 概念あったが、建設が始まった時点ですべて消滅したことが住民代表へのインタビューから確認できた。

“小さくなったというか、全くなくなっちゃった。反対は開所後すぐなくなっちゃった。建設の時から、声が出なくなった。”

図 4-12 は、インタビューデータおよび資料から作成された、施設 C において反対意見に影響を及ぼした関係者の相関図で、施設 C において表出した概念と、それらの消滅の有無は図 4-13 に示す通りである。図上の実線は、どの行政の対応によって消滅した、もしくはしなかったかの消滅のプロセスとタイミングがインタビューで語られたもの、点線矢印がついている反対意見は、最終的には表出しなくなったものの、そのプロセスとタイミングが、言及されていないものを示している。以下では、データから分かった施設建設開始までの概要、概念の消滅と消滅要因と、それに対する具体例および解釈を提示する。

児童養護施設の建設計画は、少子化により、2006 年に小・中学校の統廃合が決まったことから始まった。2007 年に小・中学校の施設利用団体の主要メンバーから、統合後の跡地について従来通りの利用が保障されるのかとの懸念が出されたことから、跡地利用に関する検討組織「H 地区学校跡地利用検討委員会」が立ち上げられた。同年、跡地利用検討委員会は、統合に関する行政の窓口である市の教育委員会に出向き、①学校施設は、そのまま地域住民の生活・スポーツ・文化の発展のために活用したい、②公立の小・中学校は地域住民の災害時避難場所としての重要な役割も担っているので、行政としても適切な対応を行うようお願いしたい、との申し入れを行なった。

その後 2008 年 10 月に行われた第 1 回小・中学校跡地活用に関する地域協議会で、小学校は芸術・文化ゾーン、中学校跡地は福祉ゾーンとして利用し、福祉ゾーンにおいては、老人福祉施設と児童養護施設の設置が市から提案された。

2010 年 2 月には、導入予定の各施設に関する地域協議が個別に設けられ、児童福祉施設においてはまず、児童福祉施設や児童福祉行政への理解を深めるための「児童福祉施設に関する地域協議」が立ち上げられ、2011 年 3 月まで 11 回にわたる協議が重ねられた。地域協議会の中で出された住民から寄せられた意見や疑問は、児童養護の実態を詳しく知らないことから来るものが殆どであった為、地域協議会のメンバーを中心に、2 カ所の児童養護施設を見学、入所児童の実態や養護の現場を視察したり施設長から話を聞き、児童養護の実態や養護施設の現状並びに問題点などの理解を深めることにも努めていた。

下記の発言から、一部住民、特に PTA から児童養護施設建設への強い反対が起きており、地域協議会のメンバー（以下、住民代表）も施設の知識を持っていなかったため反論出来ずにいたが、施設見学等を通し、施設と子供について知る事で、施設の必要性を理解し、住民代表たちの中の<④非行少年の入所><⑤入所者の非行による治安悪化><⑬別の施設と勘違いしている><⑭虐待を受ける子供への誤解>から来る不安は消えていることが分かる。更に、学校校長の「養護施設に入所する児童が一人や二人入学したから、この学校がガタガタするような学校運営はしていない」という教育現場からの力強い発言も後押しとなった。また、施設に隣接した街区でも、戸建て住宅の多い街区からの反応が大きかったことも分かった。

“一部の住民の中には、PTA と結託して、「とんでもない施設ができるのなら、ずっと反対!」という意見は出てましたね。我々も確信がないんですよ。本当に、児童養護施設っていうのは、どういうものかよく知らないの。”

“日本一っていうところ（児童養護施設）を、見て決めようと。それから、養護施設を撮った映画を見たりですね、その施設長の話を聞いたり。それから、今、施設 C のオーナーの別の施設。その施設を巡ったり。見ていくと、確かに色々な性格の子供たちはいるけど、極端な話、正直俺たちが育った時とあんまり変わらないんじゃないか、と。腹が立てば壁蹴っ飛ばすし、障子は破くし。そんなのはね、異常な性格のうちに入んないんじゃないかって。やっぱりそういう社会的養護っていうのが、必要な子供たちがいるんだっていう、そういう自覚を少ししていった。それがやっぱり大きかったですね。”

“特に、今の D 小学校とか中学校とか。統合前の D 小学校とか中学校PTA（が反対していた）。”

“7 街区があるが、一番敏感だったのは、その（D 街区）。”

“（D 街区側は）戸建てが多いですね。D 街区の方は元々、大規模マンション街ができる時に、そこに集合住宅な様なものが建って、俺たちの人種とは違う連中が来るんだっていうのは、貧乏人が来る地域にされたら困る、というのは。”

2011 年 7 月には、それまでの協議を踏まえた「総合児童福祉施設整備基本計画」を市が提案、そのための地域協議の場として「総合児童福祉施設に関する地域協議」が新たに立ち上げられ、同年 7 月と 10 月に 2 回開かれた地域協議の議論を経て、施設の基本設計について合意をみた。また、2011 年 11 月からは施設運営法人の募集、通学対象の小・中学校の受け入れ、施設建設、地域との連携など多岐にわたる協議が 9 回にわた

って行なわれ、2014年3月に以降の方向性を合意し地域協議は終了した。この間に市の公募に応じた施設運営法人が途中から協議に参加した。

全住民説明会は、ある程度議論が進んでから行われた。それまでに表出した住民からの意見や疑問は住民代表により協議会で報告され、PTAからの反対意見に関しても、市の方針に理解を示していたPTA役員から、事前にどのような反対意見が出されるのか知らされており、事前に対応できる様に準備が出来たことが分かった。更に、住民代表は自ら調べたり、施設見学や他のステークホルダーとの協議から得た情報を住民にシェアしたり、施設長を実際に招き住民に児童相談所について理解してもらう場を作っていた。

“幸いH小学校・中学校のPTA会長さんは比較的理解があった。向こう（統合先）のPTAと合同でもっての統廃合の話を進めながら、児童福祉施設の話についても反対しようね、って（PTAが）言っていたらしいんですけど、その情報なども我々にくれてた。そういう点では大変ありがたかった。”

“全員対象の説明会っていうのもやりましたよね、行政が来て。もちろん（住民）全員がくるというわけではなくて、関心ある人だけですけど。段階を踏んで、ここまできたら（全員対象の説明会を）やりましょう、と（議論していた）。”

“我々は、施設見学したりして、理解できたんですけど、地域の人はどうか分かんないので、地域への伝達…我々のグループが、各街区が6つか7つあるんですけど、そこの自治会長とか管理組合の理事長とか、担当理事とかが集まったグループなんですね。なので、それぞれの定例会議とかで、見てきたことを（住民たちに）報告してもらって。それから、市側がこういう姿勢で来てるよっていうのも話してもらって。”

<⑦入所者が地域に合わない><⑧入所者へのランクの区分><⑩施設による土地価格下落に関する誤解>に関する反対意見に対しても、住民代表が自ら調べ、具体的な数字を提示することで収まった事が分かった。

“「高学歴高収入のこの地域に、そんな施設を作ると、子どもたちが可哀そうだ」「地価が下がる」とか。「学力が低下する」とか。ひとつひとつ反論していかないといけない。「今の高収入がどれくらい知ってるのか、3000万以上だぞ、と。」「高学歴も医師だったり、大学院を出てないと高学歴っていわないよ」と。それたら皆「そうか…」と。やっぱり、そう1つ1つ反論していかないと、黙ってる

と、(住民たちは)自分たちが言っていることが正しいと思っちゃう。違うんだよということを理解してもらわないと。”

“地価が下がるという話。これもですね、このマンション街っていうところは周辺に比べると人気があるところなんです。不動産会社が今8社くらい入ってるんですけども、空きがないか探している所。その不動産会社1件1件に電話をして、福祉施設ができて地価が下がるか、全部聞いたんです。そしたら、全く関係ないって。”

住民の<④非行少年の入所><⑤入所者の非行による治安悪化><⑬別の施設と勘違いしている><⑭虐待を受ける子供への誤解>に関する意見に対しては、施設が施錠できるようにすることで対応した。

“そういう(脱走がこわいという)意見もやっぱり出てきましたね。施設C(児童養護施設)だけじゃなくて、特別養護老人ホームの方も、ちゃんと門を閉めて管理してくれ、と。それで門を付けたんですけど、でもほとんどあけっぱなしだよ(笑)。施設Cはきちんと(施設の扉が)施錠されるようになってるし、職員もちゃんと寝泊りしているの。その辺はきちんとできている、そういう前提。我々も施設ができた時に、きちんとチェックしに行きましたし。特養もそうだよ。お金はいくらかかろうけど、やっというてもらえば、やっぱり住民のそういう不安が減るよね。”

反対の意思が大きかったPTAだが、施設建設が進むうちに、反対意見は聞かれなくなった。建設が始まる頃には、当時の役員は自身の子供たちの学校卒業と共に当該問題から関心を失っており、PTAの組織メンバーも変わっていたことが理由として挙げられている。

“反対の人たちが建設中にエスカレートすることはなかったんでしょうか?”という質問に対し、“なかったですね。というか、色々話が出てた時とPTAと、建設始まってからのPTAは組織が変わっちゃって、会長も変わっちゃって。子どもみんな卒業しちゃったし。”

“僕たちがいつもいうことなんですけど、「君たちの意見子ども卒業しても、ずっと続くなら、僕たちも信用して相手にするよ」と。卒業したら、地域のことは知らん顔ですから(笑)。”

施設 C では、施設 A 施設 B とは異なり、《行政への不満》に関する反対の表出は確認されていない。これは、全住民説明会の前に何度も住民側との協議を重ね事前準備が十分にされていたことに加え、行政が積極的に住民からの意見を取り入れ、住民代表からの連絡にも職員が円滑に対応したことで、住民代表との友好的な関係の形成に繋がっていたからである。インタビューデータと資料からも、行政に対する好意的な発言や、施設建設合意に至ったポイントとして、行政の対応が挙げられている。特に、今まで事例のなかった児童図書館の導入を始めは否定していたものの受け入れ、協力的に設計変更まで行ったことが評価されている発言が見られた。

“第一回の児童福祉施設に関する地域協議の中で、私たちがずっとそれまで話していた内容が織り込まれて、提示されたんです。実は、地域住民のね、「児童養護施設議論計画案（地域が提示した条件）」っていうのがあって、その中に3つの機能を導入するというので、1つは児童養護施設。2つは地域交流スペースを設ける。3つ目は地域の子育て支援をする、ということ。この項目が内容であれば、我々としても、なかなか納得できないという様に。”

“役人っていっても、それぞれ性格が違いまして。出世したい奴はいい加減な事やってきますし。それはもう私たち、実業の社会で見てきてますから、すぐに見抜けるわけですから。そういう連中には、厳しく行ってですね。いくら正しい市の施策でも、住民が嫌だっていうなら、後ろ指たてて反対しますよ。で、もし我々がいて、いい施策がでてきたら、反対があっても、我々がちゃんと務めます、と。あと、対応としてはですね、ちょうど児童養護施設が足りなくて、全国的にも色々問題が怒ってる時（だった）。市にもいい人材が（いた）。たまたま配属されていたっていうのもありましたね。いい職員がいましたね。穏便に話ができましたね。そういう連中とは、個別にも色々とコンタクトをとって。頻繁にね。”

“私が一番、市の、やるなあと思ったのは、後から、地域交流スペースに、児童図書スペースを入れる形にする設計変更を受け入れてくれた。”

住民代表との友好的な関係の形成が、反対意見の消滅と合意形成において、大きな役割を果たしていたことは、以下の当時は協議会には参加していなかったメンバーからの発言から分かった。

“実は、施設 C の設立のときから同じ方々がずっとやっていて、それぞれの街区の重鎮なんですよ (笑)。やっぱりそういう人たちをみんな見てるので、みんな「あの人達がやってるんだから、まちがないだろう」と「まかせよう」と。そういう流れができちゃってる。「あの人たちは何やってるんだろう」って人ももちろんいますけど、「一生懸命やってくれてるよね」って。”

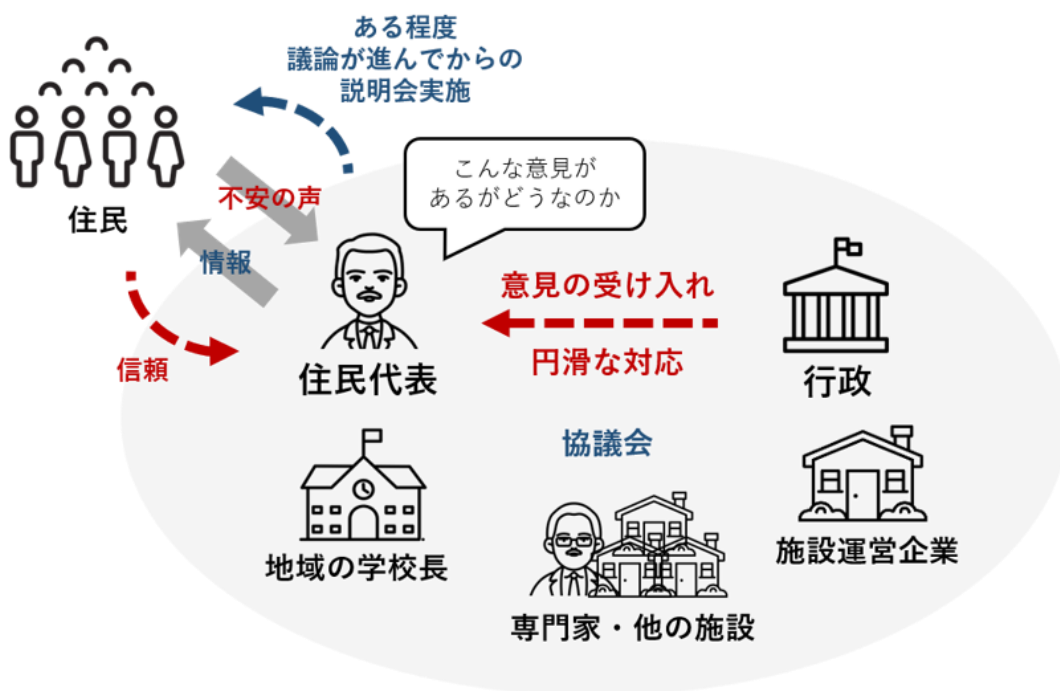
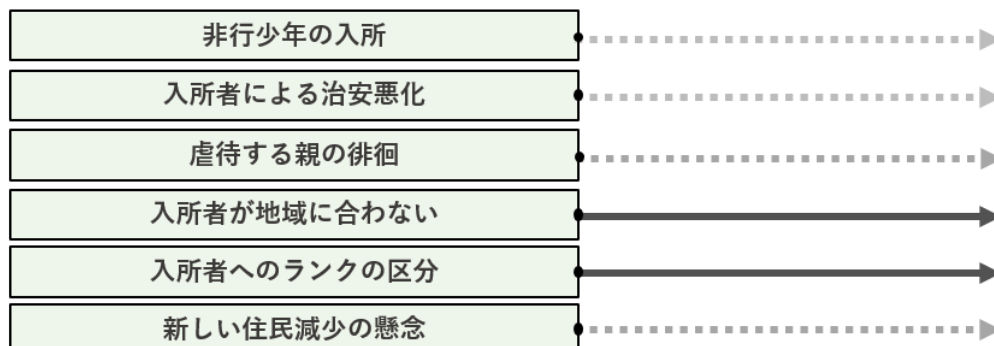


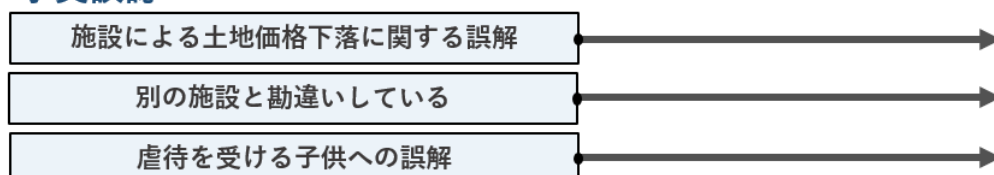
図 4-12 関係者相関図 (施設 C)

着工予定日

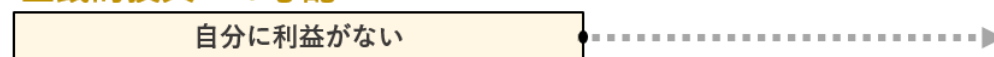
現状の生活と優越感喪失への危機感



事実誤認



金銭的損失への心配



——▶：消滅のプロセスとタイミングが分かっている

.....▶：消滅プロセスとタイミングが不明

図 4-13 表出した反対意見の消滅（施設 C）

4.4. 各施設における結果比較

これまでの結果を用い、表出した反対意見と立地条件の比較および反対意見消滅要因の比較を行った。

まず、商業地の中心に建設された施設 A では、住宅地の中心に建設された施設 B と施設 C に比べ、多くの反対意見、特に【金銭的損失への心配】が見られた。《地域の安全性低下への憂慮》と《別の施設と勘違いしている》ことから来ている反対意見に関しては、いずれの施設でも発生が見られたことから、地域用途に関わらず発生しえることが考えられる。

そして、【事実誤認】に関する反対意見に関しては、施設 A、施設 B、施設 C のいずれにおいても施設の必要性について理解を得る為の説明を行ったことにより、解消に成功していた。最後に、住宅街の中心にある施設 B と施設 C では、地域の有力者(住民代表)の協力により計画が進んだことが分かった。

5. 結び

5.1. 全体として得られた結論

本研究の目的は、児童相談所・一時保護施設・児童養護施設の建設反対事例を調査し、児童福祉施設の建設過程で表出しえる住民反対意見を抽出、リスト化すると共に、既存のコンフリクト解消手法の問題点を探ることにあつた。これらの分析結果を通じて、合意形成は各施設の力量に委ねられている社会福祉施設が共通して使用できるマニュアルの作成に貢献することを、本研究の意義としてきた。以下では、本研究で行った分析の結果と考察を示す。

5.1.1. 分析の結果

まず、住民反対意見を抽出、リスト化には、先行研究の①反対は多層的な要素が関わっており単純な問題構造ではない（藤田・斎尾, 2017; 後藤ら, 2018）、②事例の実態を十分に明らかにするには複数主体に対するインタビューを行う必要がある（後藤ら, 2019）という主張を基に、インタビューデータの使用と、データからボトムアップに人間行動の説明モデル生成を行うのに適した木下(2003)の修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ (M-GTA) を分析の枠組みとした。M-GTA 分析では、先行研究では言及されていない多くの新しい概念を含む、28 概念が抽出され、それは 12 カテゴリーに分けられた。12 カテゴリーのうち、7 カテゴリーは先行研究においても言及されてはいたものの、更に細かい状態である概念と比較した場合には、先行研究では挙げられているのは<③騒音><⑤入所者の非行による治安悪化><⑩施設による土地価格下落に関する誤解><⑮児童相談所の存在に疑問><⑳自分に利益がない><㉒初期の経緯説明不足><㉔説明プロセス><㉘メディアからの情報>の 8 概念のみであり、20 もの概念が本研究で新たに抽出され、表出しえる住民反対意見のリスト化に大きく貢献できたといえる。28 概念のうち直接的な反対意見である 20 概念は更に、下記の 3 つのコアカテゴリーに分けられた。

- (1) 施設及び施設利用者に対する【事実誤認】
- (2) 地域住民が満足している【現状の生活と自身の優越感喪失への危機感】
- (3) 税金の使い道としての不満などの【金銭的損失への心配】

M-GTA を用いたことにより、本研究では先行研究では検討されなかった概念間の関係性を、住民意見反対構造図として表すことができた。《行政への不満》はコアカテゴリー

リーの種類に関係なく、住民の反対を助長していることが分かり、反対意見発生 の要因の1つに【メディアからの情報】があることが分かった。

ナラティブ分析では、3施設いずれにおいても、《地域の安全性低下への憂慮》《別の施設と勘違い》から来る反対意見が発生しており、施設および利用者に関する情報の提供を行ったことにより、【事実誤認】に関する反対意見の解消には成功していた。

施設AとCにおいては、最終的に建設開始時点で全ての反対意見が消滅したが、消滅の理由として挙げられた点は異なった。施設Aでは、マスコミの介入による反対住民への世論からの圧力が、施設Cでは、①反対コミュニティに属する好意的な住民からの事前情報提供、②施設側の住民から提示される要求の受け入れ、③住民代表からの問い合わせに対する迅速な対応、④住民からの信頼を得ている住民代表の積極的な参加、⑤住民代表との協議がある程度進んでからの全住民説明会の開催、が挙げられた。①は仲介者が重要という野村(2012, 2013)の主張を、③および④は、山岡(2002)の地域の有力者を味方につける重要性の主張を補助する結果となった。しかし、施設Aの様な、住民からの信頼を得ている住民代表が不在の地域では実施できないと考えられる。

マスコミの介入については、施設Bでも住民反対が記事になっていたが、反対解消には繋がっていない。理由としては、施設Aでは住民への批判が全国的に繰り返し取り上げられた為、居住地域に住む住民以外からの批判や圧力も加わり有効だったが、施設Bでは住民の行政への不満が取り上げられた為、解消には繋がらなかったと考えられる。

環境施設建設でのコンフリクトへの対応マニュアルと本研究の結果を比較したところ、施設Aにおいては「見学の機会」以外実施されており、施設Bは情報が得られなかったが、施設Cにおいては全て実施されていた。しかし、このマニュアルを社会福祉施設で起きるコンフリクトへのマニュアルとして使用した場合に効果があるのかは検討できていない。

5.1.2. 分析結果に対する考察

いずれの施設でも、施設の必要性について理解を得る為の説明を行っており、それにより【事実誤認】に関する反対意見の解消に成功していたことから、多くの先行研究で社会福祉施設におけるコンフリクト解消法として主張されている「施設の必要性に関する理解を得る為のアプローチ」は、【事実誤認】に関する反対意見には効果的であることが確認できたものの、【現状の生活と自身の優越感喪失への危機感】と【金銭的損失への心配】は、解消できていないことが明らかになった。

ここから、施設建設時に施設側は、施設の必要性について理解を得る為の説明を必ず行っていると考えられる為、このアプローチを使用した際に「コンフリクトが解消された事例もあるが、解消されなかった事例もある」原因は、解消されなかった事例におい

て、住民の【現状の生活と自身の優越感喪失への危機感】と【金銭的損失への心配】からくる反対意見に対応できていない為と考えられる。

したがって、児童福祉施設建設におけるコンフリクト解消マニュアルを作成するにあたり、「どう施設と利用者への理解を得るか」の方法を引き続き模索するよりも、【現状の生活と自身の居住地域において感じている優越感喪失への危機感】と【金銭的損失への心配】に関する意見への対応の検討を行っていく必要があると考えられる。

5.2. 今後の課題

本研究では、3つの児童福祉施設建設における反対発生事例から、表出しえる住民反対意見とその構造、および各施設における意見消滅プロセスを明らかにすることにより、既存アプローチの問題点を探索した。【事実誤認】から来る反対意見への適切な対応は明確になったが、それ以外の反対意見への施設運営側の対応を本研究の結果から普遍化することには、各意見に対して個別の消滅要因を示す明瞭な発言が取れていない為、限界がある。以上より、【現状の生活と自身の優越感喪失への危機感】と【金銭的損失への心配】に関する反対意見解消に有効な方法の探索と、本研究の結果の一般性を挙げる為、データの母数を増やし、統計分析を行っていくこと、そして仮説として抽出された消滅要因およびプロセスの有効性を、実践を通して検証することが今後必要と考えられる。

謝辞

本研究を進めるにあたり、主査である山形与志樹教授には、終始暖かいご指導ご鞭撻と激励をいただきました。心より感謝申し上げます。

副査である白坂成功教授には、先行研究における課題の提示方法や伝え方など、細部にわたるご指導をいただき、論文が前進しました。心より感謝申し上げます。

システムデザイン・マネジメント研究科の教授方にも、修論審査会、中間発表および授業を通し、示唆に富む多くの貴重なご指摘とご助言をいただきました。心より感謝申し上げます。

中野冠 SDM 研究所顧問からは、研究の着想から調査、執筆に至るまで、多大なご指導ご鞭撻を賜りました。心より感謝申し上げます。

加えて、貴重な時間を割いて何度も研究の経過を聞き、適切な指摘や助言をくださった研究室メンバーの皆様と、励まし、時には檄を飛ばしてくれた同期および友人達には、精神的にも支えられました。心より感謝いたします。

最後になりましたが、調査の実施にあたり、このような状況下にも関わらず、快くインタビューにご協力くださった皆様には感謝の念にたえません。本当にありがとうございました。

参考文献

<英文文献>

- American Society of Planning Officials (1960). *NEIGHBORHOOD BOUNDARIES*, Information Report No. 141, planning advisory service.
- Aubry, T., Tefft, B. and Currie, R.F. (1995). Public attitudes and intentions regarding tenants of community mental health residences who are neighbours. *Community Mental Health Journal*, 31(1), pp. 39-52
- Arens, D.A. (1993). What Do the Neighbors Think Now? Community Residences on Long Island, New York. *Community Mental Health Journal*, 29(3), pp. 235-245.
- Gerdner, A. and Borell, K. (2003). Neighbourhood Reactions Towards Facilities for Residential Care: A Swedish Survey Study. *Journal of Community Practice*, 11, pp. 59-79.
- Hunter, S. and Leyden, K.M. (1995). Beyond NIMBY. *Policy Studies Journal*, 23(4), pp. 601-619.
- King, M.R. (2021). *Child Guidance Centres in Japan: Alternative Care, Social Work. And the Family*, New York: Routledge.
- Levy, A. (1999). Urban Morphology and the Problem of the Modern Urban Fabric: Some Questions for Research. *Urban Morphology*, 3, pp. 79-85.
- Merkel-Holguin, L., Fluke, J.D. and Krugman, R.D. (2019). National Systems of Child Protection. *Contemporary Issues in Research and Policy*, 8.
- Schwartz, C. and Rabinovitz, S. (2001). Residential Facilities in the Community for People with Intellectual Disabilities: How Neighbours' Perceptions are Affected by the Interaction of Facility and Neighbour Variables. *Journal of Applied Research in Intellectual Disabilities*, 14, pp. 100-109
- Perry, C.A., (1929). *The neighborhood unit (Monograph I)*. Neighborhood and community planning, of the regional survey of New York and environs. Vol. 7. New York: In Committee on Regional Plan of New York and Its Environs.
- Riessman, C. K. (2008), *Narrative Methods for the Human Sciences* SAGE Publications; 大久保功子・宮坂道夫監訳 (2014) 『人間科学のためのナラティブ研究法』クオリティケア, pp. 21.
- Robkin, J.G., Muhlin, G. and Cohen, P.W. (1984). What the Neighbors Think: Community Attitudes Toward Local Psychiatric Facilities. *Community Mental Health Journal*, 20(4), pp. 304-312.
- Wolsink, M. (2000). Wind power and the NIMBY-myth: institutional capacity and the limited significance of public support. *Renewable Energy*, 21(1), pp. 49-64.

Wright, S.A. (1993). Citizen information levels and grassroots opposition to new hazardous waste sites: are nimbyists informed?. *Waste Management*, 13(3), pp. 253-259.

Zippay, A. and Lee, S.K. (2008). Neighbors' Perceptions of Community-Based Psychiatric Housing. *Social Service Review*, 82(3), pp. 395-417.

<和文文献>

猪熊ひろか (2019)「保育園をめぐる異議申立てと建設反対運動」『千葉商大紀要』57(1): 21-33

小澤温 (2001)「施設コンフリクトと人権啓発－障害者施設に関わるコンフリクトの全国的な動きを中心に－」『部落解放研究』138: 2-11

環境省 (2002)『自治体のための化学物質に関するリスクコミュニケーションマニュアル』、<https://www.env.go.jp/chemi/communication/manual/> (2021年7月5日アクセス)

木下康仁 (2003)『グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践：質的研究への誘い』弘文堂

木下康仁 (2009)『ライブ講義 M-GTA－実践的質的研究法 修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチのすべて』弘文堂

木下康仁 (2020)『定本 M-GTA：実践の理論化をめざす質的研究方法論』医学書院

厚生労働省 (2019)『児童相談所運営指針の改正について：第1章 児童相談所の概要』、<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv-soudanjo-kai-honbun1.html> (2021年7月5日アクセス)

厚生労働省 (2020)『令和元年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>』、<https://www.mhlw.go.jp/content/000696156.pdf> (2021年7月5日アクセス)

後藤智香子・近藤早映・林和眞・小泉秀樹 (2018)「2010-2016年の新聞記事記載内容の分析を通じた保育施設の開設反対事例の全国実態と課題－子育てコミュニティの構築に資する保育施設整備の方法に関する研究」『都市計画論文集』公益法人日本都市計画学会、53(3): 844-851

後藤智香子・小泉秀樹・近藤早映 (2018b)「保育施設の開設反対事例の全国実態と課題:20自治体の自治体インタビュー調査を中心に」『研究論文集・実践研究報告集』住総研、45: 71-82

後藤智香子・近藤早映・林和眞・小泉秀樹・三木裕子・辻麻里子 (2019)「住宅市街地内民有地を活用した民間事業者による保育施設の整備方法に関する研究:開設反対事例の実態分析と考察」『都市計画論文集』公益法人日本都市計画学会、54(3): 1168-1175

- 西條剛央 (2007) 『ライブ講義・質的研究とは何か：SCQRM ベーシック編』 新曜社
- 西條剛央 (2008) 『ライブ講義・質的研究とは何か：SCQRM アドバンス編』 新曜社
- 佐々木勝一 (2006) 「福祉改革時代における障害者施設 語りからの施設コンフリクトと施設観」『京都光華女子大学研究紀要』 京都光華女子大学、44: 295-322
- サトウタツヤ・春日秀朗・神崎真実編 (2019) 『質的研究法マッピング：特徴をつかみ、活用するために』 新曜社
- 鈴木晃志郎 (2011) 「NIMBY 研究の動向と課題」『全国大会学術論文集』 日本観光研究学会、26: 17-20
- 田中理絵 (2019) 「児童養護施設建設における推進派/反対派のロジック分析」『山口大学教育学部研究叢』、68: 87-94
- チャールズ・テッドリー、アッバス・タシャコリ著、土屋敦・八田太一・藤田みさお (2017) 『混合研究法の基礎：社会・行動科学の量的・質的アプローチの統合』 西村書店
- 野波寛 (2017) 『正当性（レジティマシー）の社会心理学：海と草原と基地が問う「社会的決定の権利」』 ナカニシヤ出版、79-103
- 野村恭代 (2012) 「施設コンフリクト研究の課題」『関西福祉科学大学紀要』 関西福祉科学大学、16: 61-72
- 野村恭代 (2013) 『精神障害者施設におけるコンフリクト・マネジメントの手法と実践：地域住民との合意形成に向けて』 明石書店
- 野村恭代 (2018) 『施設コンフリクト：対立から合意形成へのマネジメント』 幻冬舎
- 馬場健司 (2002) 「NIMBY 施設立地プロセスにおける公平性の視点－分配的公正と手続き的公正による住民参加の評価フレームにむけての基礎的考察－」『都市計画論文集』 日本都市計画学会、295-300
- 藤田悠・斎尾直子 (2017) 「老人ホーム・保育所に対する社会意識の変遷と課題」『計画系論文集』 日本建築学会、82(733): 697-703
- 法務省 (2019) 『児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 46 号）の概要』、
<http://www.moj.go.jp/content/001301546.pdf> (2021 年 7 月 5 日アクセス)
- 松藤敏彦・藤本有華 (2007) 「廃棄物処理施設周辺住民の反対理由に関するヒアリング調査分析」『廃棄物学会論文誌』 一般社団法人 廃棄物資源循環学会、18(6): 400-409
- 松藤敏彦・ベンノ、ラハディアン・藤本有華・田中信壽 (2005) 「廃棄物焼却施設・埋立地に対する住民の意識と建設反対の要因」『廃棄物学会論文誌』 一般社団法人 廃棄物資源循環学会、16(3): 232-243
- 柳尚夫 (2003) 「精神障害者施設コンフリクトへの対応－大阪府池田市での事例をもとに－」『公衆衛生』 医学書院、67(5): 376-379

- 山岡功一 (2002) 「病院改築を契機とした地域コンフリクト」『日本精神科病院協会雑誌』、
公益社団法人日本精神科病院協会、21(10): 55-62
- 横山実紀・大沼進 (2018) 「異なる主体が段階的に関わる決定プロセスに関する実験的
検討—手続き的公正の視点から—」『社会技術研究論文集』、15: 1-11
- 横山実紀・大沼進・広瀬幸雄 (2016) 「無知のヴェールは合意形成を促進するか：指
定廃棄物処分立地ゲームを用いた検討」『シミュレーション&ゲーミング』、26(1):
21-32
- 和田修一 (1992) 「コンフリクトを生み出す社会的要因と解決プロセス」大島巖編著
(1992)『新しいコミュニティづくりと精神障害者施設：「施設摩擦」への挑戦』星
和書店、193-202

付録

M-GTA における諸概念の作業中調整リスト

概念 1	地域の特性に合わない
概念 2	子供には似合わない環境
概念 3	騒音
概念 4	非行少年への不安 →非行少年の入所、に変更
概念 5	入所者による治安悪化への不安 →入所者の非行による治安悪化、に変更
概念 6	入所者の非行への不安 →修正概念 5 に統合
概念 7	入所者が地域に合わない
概念 8	セレブの子との格差が気の毒 →入所者へのランクの区分、に変更
概念 9	土地価格の下落 →施設による土地価格下落に関する誤解、に変更
概念 10	利用者は人の目を避けたいはず
概念 11	人目のつかない場所に設置すべき
概念 12	児童相談所への偏見 →修正概念 39 に統合
概念 13	少年院のような認識 →修正概念 12 に統合
概念 14	虐待を受ける子供への誤解
概念 15	児童相談所の存在に疑問
概念 16	虐待は個人の問題
概念 17	同じ金額をかけるなら違う方法の方が有効
概念 18	児童相談所へ使うお金として大きすぎる
概念 19	機会費用が大きすぎる
概念 20	子供の為だけの施設 → 自分に利益がない、に変更
概念 21	税金の利用方法に納得がいかない
概念 22	地価と不釣り合い →修正概念 8 に統合
概念 23	稼げる場所に稼げないもの →概念 19 に統合
概念 24	高すぎる →概念 18 に統合
概念 25	初期の経緯説明不足
概念 26	検討項目の非提示
概念 27	説明プロセス
概念 28	担当者の知識・経験不足
概念 29	責任者（区長）の不在
概念 30	反対意見への対応

以上、施設 A データから

概念 31	入所者への恐怖 →修正概念 5 に統合
概念 32	説明が不十分 →概念 25 に統合
概念 33	非行少年が来るから嫌 →修正概念 4 に統合
概念 34	静かな住宅街なのに →概念 1 および 3 に統合
概念 35	反対意見への回答に納得できない →概念 30 に統合

以上、施設 B データから

概念 36	虐待で心に傷を負っているから性格や素行が悪い →概念 4 および 5 に統合
概念 37	虐待する親の徘徊
概念 38	高学歴高収入の人が住む地域でかわいそう →修正概念 8 に統合
概念 39	少年院とごっちゃにしている →別の施設と勘違いしている、に変更
概念 40	障害者施設とごっちゃにしている →修正概念 39 に統合
概念 41	地価が下がる →修正概念 9 に統合
概念 42	新しい住民減少の懸念
概念 43	学力が低い →修正概念 7 に統合
概念 44	老人ホームはいいが児童養護施設は反対 →修正概念 20 に統合
概念 45	メディアからの情報

以上、施設 C データから

：別概念に統合された概念